

官報

号外

平成二十七年六月十一日

○第百八十九回 衆議院會議録 第三十二号

平成二十七年六月十一日(木曜日)

議事日程 第二十五号

午後一時開議

- 第一 国立研究開発法人放射線医学総合研究所
法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び
災害対策基本法の一部を改正する法律案
(内閣提出)
- 第三 不正競争防止法の一部を改正する法律案
(内閣提出)
- 第四 道路交通法の一部を改正する法律案(内
閣提出、参議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 国立研究開発法人放射線医学総合研
究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
及び災害対策基本法の一部を改正する法律案
(内閣提出)
- 日程第三 不正競争防止法の一部を改正する法
律案(内閣提出)
- 日程第四 道路交通法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)

午後一時二分開議
○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

日程第一 国立研究開発法人放射線医学総合
研究所法の一部を改正する法律案(内閣提
出)

○議長(大島理森君) 日程第一、国立研究開発法
人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律
案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。文部科学委員長福井
照君。

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一
部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔福井照君登壇〕

○福井照君 たいま議題となりました法律案に
つきまして、文部科学委員会における審査の経過
及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、量子科学技術の水準の向上
を図るため、量子科学技術に関する基礎研究等に
関する業務を国立研究開発法人放射線医学総合研
究所の業務に追加し、その名称を国立研究開発法
人量子科学技術研究開発機構とする等の措置を講
ずるものであります。

本案は、去る二日本委員会に付託され、翌三日
下村文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、
五日質疑を行いました。

質疑終了後、民主党・無所属クラブ及び維新の
党共同提案に係る修正案が提出され、討論、採決
の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本
案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきも
のと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数、よつて、本案は
委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 廃棄物の処理及び清掃に関する法
律及び災害対策基本法の一部を改正する法
律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、廃棄物の処理及
び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を
改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。環境委員長北川知克
君。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対
策基本法の一部を改正する法律案及び同報告
書

〔本号末尾に掲載〕

〔北川知克君登壇〕

○北川知克君 たいま議題となりました法律案
につきまして、環境委員会における審査の経過及
び結果を御報告申し上げます。

本案は、非常災害により生じた廃棄物の円滑か
つ迅速な処理を図るため、当該廃棄物の処理の原
則、一般廃棄物処理施設の設置に関する特例等につ
いて定めるとともに、政令で指定する非常災害
が発生した場合における廃棄物の処理に関する基
本的な指針の策定、環境大臣による当該廃棄物の
処理の代行等の措置について定めようとするもの
であります。

本案は、去る五月二十六日本委員会に付託さ
れ、二十九日望月環境大臣から提案理由の説明を
受け、今日及び九日の両日にわたり質疑を行
い、質疑を終局いたしました。質疑終了後、直ち
に採決いたしましたところ、本案は全会一致を
もつて原案のとおり可決すべきものと決した次第
であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたこと
を申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は
委員長報告のとおり決するに御異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしま
した。

日程第三 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。経済産業委員長江田康幸君。

不正競争防止法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔江田康幸君登壇〕

○江田康幸君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国産業の競争力の維持強化を図る観点から、営業秘密の保護を一層強化するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、刑事規定について、営業秘密侵害罪の罰金額の上限を引き上げるとともに、営業秘密侵害行為により生じた犯罪収益を没収できることとし、さらに、営業秘密侵害罪を非親告罪とすること、並びに、不正に取得されたことを知って取得した営業秘密を転売等する行為及び営業秘密侵害の未遂行為を処罰対象とすること、

第二に、民事規定について、訴訟手続における原告の立証負担を軽減する措置を講じるとともに、営業秘密侵害商品の譲渡、輸出入等を差し止め等の対象とすること、

などであります。
本案は、去る六月二日本委員会に付託されました。翌三日宮沢経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、五日に質疑を行い、質疑を終局い

たしました。昨日、討論、採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(大島理森君) 日程第四、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。内閣委員長井上信治君。

道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔井上信治君登壇〕

○井上信治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の交通情勢に鑑み、七十五歳以上の運転者に対する臨時の認知機能検査制度を導入するとともに、運転免許の種類として準中型自動

車免許を新設する等の措置を講ずるものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る六月四日本委員会に付託され、翌五日山谷国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、昨日に質疑を行い、質疑終局後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十二分散会

出席国務大臣

文部科学大臣 下村 博文君
経済産業大臣 宮沢 洋一君
環境大臣 望月 義夫君
国務大臣 山谷えり子君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律

一、去る五日、安倍内閣総理大臣から大島議長宛て、次の通知書を受領した。

閣総第三二一三号

平成二十七年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

私は、平成二十七年六月五日(金)午後六時三十分羽田空港発、六月九日(火)午後五時同空港着の予定で、ウクライナ及びドイツ連邦共和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

一、昨日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

防衛省設置法等の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る五日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

子ども・若者育成支援推進法第六条の規定に基づく「平成二十六年子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告
環境基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十六年環境の状況」に関する報告

環境基本法第十二条第二項の規定に基づく「平成二十七年環境の保全に関する施策」についての文書

循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十六年循環型社会の形成の状況」に関する報告

循環型社会形成推進基本法第十四条第二項の規定に基づく「平成二十七年循環型社会の形成に関する施策」についての文書

生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十六年生物の多様性の状況」に関する報告

生物多様性基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十七年生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書

一、去る九日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「平成二十六年ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告

観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十六年観光の状況に関する報告

観光立国推進基本法第八条第二項の規定に基づく「平成二十七年観光施策」についての文書

交通政策基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十六年交通の動向」に関する報告

交通政策基本法第十四条第二項の規定に基づく「平成二十七年交通施策」についての文書

一、去る九日、内閣を経由して原子力規制委員会委員長田中俊一君から、次の報告書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)			
去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
農林水産委員			
辞任		補欠	
瀬戸	隆一君	工藤	彰三君
橋本	英教君	岩田	和親君
古川	康君	大西	宏幸君
佐藤	英道君	中川	康洋君
岩田	和親君	橋本	英教君
大西	宏幸君	古川	康君
工藤	彰三君	瀬戸	隆一君
中川	康洋君	佐藤	英道君
議院運営委員			
辞任		補欠	
橋本	英教君	井上	貴博君
小山	展弘君	中島	克仁君
井上	貴博君	橋本	英教君
中島	克仁君	小山	展弘君
去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
内閣委員			
辞任		補欠	
青山	周平君	石川	昭政君
池田	佳隆君	藤井	比早之君
加藤	寛治君	大西	英男君
平口	洋君	新谷	正義君
若狭	勝君	今枝	宗一郎君
小沢	鋭仁君	足立	康史君
石川	昭政君	青山	周平君
今枝	宗一郎君	若狭	勝君
大西	英男君	加藤	寛治君
議長長の報告、			

新谷 正義君		平口 洋君
藤井比早之君		池田 佳隆君
足立 康史君		小沢 鋭仁君
法務委員		
辞任	補欠	
菅家 一郎君	石崎 徹君	
宮川 典子君	八木 哲也君	
宮澤 博行君	加藤 鮎子君	
築 和生君	木村 弥生君	
山下 貴司君	堀内 詔子君	
大口 善徳君	真山 祐一君	
石崎 徹君	前川 恵君	
加藤 鮎子君	宮澤 博行君	
木村 弥生君	築 和生君	
堀内 詔子君	山下 貴司君	
前川 恵君	菅家 一郎君	
八木 哲也君	宮川 典子君	
真山 祐一君	大口 善徳君	
文部科学委員		
辞任	補欠	
青山 周平君	熊田 裕通君	
神山 佐市君	池田 道孝君	
工藤 彰三君	瀬戸 隆一君	
谷川 とむ君	宗清 皇一君	
船田 元君	大西 英男君	
宮川 典子君	木村 弥生君	
木村 弥生君	田畑 裕明君	
池田 道孝君	神山 佐市君	
熊田 裕通君	青山 周平君	
瀬戸 隆一君	工藤 彰三君	
宗清 皇一君	谷川 とむ君	
大西 英男君	船田 元君	
田畑 裕明君	宮川 典子君	

厚生労働委員			
辞任		補欠	
谷川 とむ君	前川 恵君		
松本 純君	牧島かれん君		
山井 和則君	玉木雄一郎君		
牧 義夫君	柿沢 未途君		
前川 恵君	谷川 とむ君		
牧島かれん君	松本 純君		
玉木雄一郎君	山井 和則君		
柿沢 未途君	牧 義夫君		
谷川 とむ君	前川 恵君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		
玉木雄一郎君	柿沢 未途君		
柿沢 未途君	谷川 とむ君		
谷川 とむ君	松本 純君		
松本 純君	山井 和則君		
山井 和則君	牧島かれん君		
牧島かれん君	玉木雄一郎君		

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

門 博文君

補欠

田畑 裕明君

宮崎 謙介君

村井 英樹君

山下 貴司君

小林 鷹之君

村井 英樹君

青山 周平君

青山 周平君

宮崎 謙介君

小林 鷹之君

山下 貴司君

田畑 裕明君

門 博文君

農林水産委員

辞任

井野 俊郎君

補欠

鬼木 誠君

今枝宗一郎君

青山 周平君

青山 周平君

大見 正君

大見 正君

今枝宗一郎君

鬼木 誠君

井野 俊郎君

国土交通委員

辞任

津島 淳君

補欠

福田 達夫君

本村賢太郎君

中根 康浩君

下地 幹郎君

初鹿 明博君

北側 一雄君

伊佐 進一君

福田 達夫君

津島 淳君

中根 康浩君

本村賢太郎君

初鹿 明博君

下地 幹郎君

伊佐 進一君

北側 一雄君

環境委員

辞任

井林 辰憲君

補欠

勝俣 孝明君

小沢 鋭仁君

小沢 慎司君

小沢 慎司君

小沢 鋭仁君

勝俣 孝明君

井林 辰憲君

一、昨日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

加藤 寛治君

補欠

金子万寿夫君

若狭 勝君

長坂 康正君

緒方林太郎君

宮崎 岳志君

津村 啓介君

鈴木 貴子君

金子万寿夫君

大西 英男君

長坂 康正君

中村 裕之君

大西 英男君

加藤 寛治君

中村 裕之君

若狭 勝君

池田 佳隆君

穴見 陽一君

小沢 鋭仁君

初鹿 明博君

宮崎 岳志君

阿部 知子君

穴見 陽一君

池田 佳隆君

阿部 知子君

緒方林太郎君

鈴木 貴子君

津村 啓介君

初鹿 明博君

小沢 鋭仁君

法務委員

辞任

菅家 一郎君

補欠

三ッ林裕巳君

宮川 典子君

前田 一男君

前田 一男君

熊田 裕通君

熊田 裕通君

宮川 典子君

三ッ林裕巳君

菅家 一郎君

鬼木 誠君

黄川田仁志君

田野瀬太道君

金子万寿夫君

中山 展宏君

宮路 拓馬君

牧島かれん君

中村 裕之君

宗清 皇一君

谷川 とむ君

山田 賢司君

工藤 彰三君

経済産業委員

辞任

武村 展英君

補欠

鈴木 憲和君

福田 達夫君

今野 智博君

神山 洋介君

馬淵 澄夫君

鈴木 憲和君

宮内 秀樹君

今野 智博君

福田 達夫君

宮内 秀樹君

武村 展英君

馬淵 澄夫君

神山 洋介君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

池田 道孝君

補欠

宮川 典子君

今枝宗一郎君

八木 哲也君

小山 展弘君

本村賢太郎君

中川 康洋君

吉田 宣弘君

大平 喜信君

田村 貴昭君

本村賢太郎君

鈴木 貴子君

宮川 典子君

池田 道孝君

八木 哲也君

今枝宗一郎君

鈴木 貴子君

小山 展弘君

吉田 宣弘君

中川 康洋君

田村 貴昭君

大平 喜信君

科学技術・イノベーション推進特別委員

辞任

宮崎 謙介君

補欠

熊田 裕通君

伊佐 進一君

中野 洋昌君

熊田 裕通君

宮崎 謙介君

中野 洋昌君

伊佐 進一君

一、去る五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員

辞任

補欠

橋本 英教君	井上 貴博君
宮川 典子君	助田 重義君
後藤 祐一君	玉木雄一郎君
青柳陽一郎君	吉村 洋文君
太田 和美君	重徳 和彦君
丸山 穂高君	木内 孝胤君
佐藤 茂樹君	岡本 三成君
志位 和夫君	田村 貴昭君
助田 重義君	八木 哲也君
田村 貴昭君	齊藤 和子君
井上 貴博君	橋本 英教君
八木 哲也君	宮川 典子君
玉木雄一郎君	後藤 祐一君
木内 孝胤君	丸山 穂高君
重徳 和彦君	太田 和美君
吉村 洋文君	青柳陽一郎君
岡本 三成君	佐藤 茂樹君
齊藤 和子君	志位 和夫君

一、昨十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員

辞任

補欠

大野敬太郎君	鈴木 憲和君
宮川 典子君	小島 敏文君

山田 賢司君	大西 英男君
青柳陽一郎君	落合 貴之君
太田 和美君	高井 崇志君
丸山 穂高君	吉田 豊史君
志位 和夫君	宮本 徹君
小島 敏文君	古田 圭一君
古田 圭一君	小林 鷹之君
大西 英男君	山田 賢司君
小林 鷹之君	宮川 典子君
鈴木 憲和君	大野敬太郎君
落合 貴之君	青柳陽一郎君
高井 崇志君	太田 和美君
吉田 豊史君	丸山 穂高君
宮本 徹君	志位 和夫君

（憲法審査会委員辞任及び補欠選任）
一、去る四日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法審査会委員

辞任

補欠

棚橋 泰文君	中山 展宏君
土屋 正忠君	田畑 裕明君
宮崎 謙介君	豊田真由子君
務台 俊介君	牧島かれん君
村井 英樹君	穴見 陽一君
中山 展宏君	白石 徹君
牧島かれん君	白石 徹君
穴見 陽一君	村井 英樹君
石崎 徹君	棚橋 泰文君
白石 徹君	務台 俊介君
田畑 裕明君	土屋 正忠君
豊田真由子君	宮崎 謙介君

（議案付託）
一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第三八号）（参議院送付） 内閣委員会 付託

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第四八号）（参議院送付） 国土交通委員会 付託

一、昨十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第五二号） 経済産業委員会 付託

（議案送付）
一、去る四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
公職選挙法等の一部を改正する法律案
一、去る四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案
（議案通知書受領）
一、去る五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案
郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
防衛省設置法等の一部を改正する法律案
（質問書提出）
一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
中東呼吸器症候群（MERS）対策に関する質問主意書（丸山穂高君提出）
オスプレイの安全性に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
ビザなし交流促進島に係る朝日新聞記事の事実関係に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
ビザなし交流等に関する新聞報道等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
わが国の放射性同位元素内用療法（RI内用療法）の現状及び今後の国の施策に関する質問主意書（階猛君提出）
一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
ホルムズ海峡での機雷掃海に関する質問主意書（鈴木克昌君提出）
一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
衆議院憲法審査会に招致された参考人の発言に対する政府の見解等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
党首討論の定期開催に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
米海兵隊MV二二オスプレイの事故原因究明に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄戦についての記述の復活と教科書検定意見の撤回等に関する質問主意書(仲里利信君提出)

米軍横田飛行場のCV22オスプレイ配備撤回に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

基礎的財政収支に関する質問主意書(福田昭夫君提出)

二〇二〇年東京オリンピック、パラリンピックの競技会場に関する質問主意書(中根康浩君提出)

(答弁書受領)

一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員緒方林太郎君提出「歴史認識」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍内閣総理大臣のウクライナ訪問等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出米軍横田飛行場のCV22オスプレイ配備に関する質問に対する答弁書

答弁書

衆議院議員本村賢太郎君提出東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う「県外自主避難者等への情報支援事業」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出自衛隊員の自殺、殉職等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出「びざなし交流」促進島訪問に係る新聞報道に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出「びざなし交流」促進島訪問に係る新聞報道に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出「びざなし交流」促進島訪問に係る新聞報道に関する質問に対する答弁書

平成二十七年五月二十六日提出
質問 第一四二二号
「歴史認識」に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

「歴史認識」に関する質問主意書

一 我が国は、千九百四十三年十二月一日に示されたいわゆる「カイロ宣言(Cairo Communiqué)」に法的に拘束されるか。法的に拘束されないとしても、同宣言に従っているか。

二 我が国は、千九百四十五年七月二十六日に発せられたいわゆる「ポツダム宣言(Proclamation Defining Terms for Japanese Surrender)」に法的に拘束されるか。法的に拘束されないとしても、同宣言に従っているか。

三 我が国は、千九百四十五年九月二日に署名されたいわゆる「降伏文書(Instrument of Surrender)」に法的に拘束されるか。法的に拘束されないとしても、同文書に従っているか。右質問する。

内閣衆質一八九第二四二号
平成二十七年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員緒方林太郎君提出「歴史認識」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員緒方林太郎君提出「歴史認識」に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、

お尋ねのカイロ宣言は、我が国は当事者ではないが、連合国による政策の宣言であり、ポツダム宣言第八項には「カイロ宣言ノ条項ハ履行セラルヘク」とあると承知している。

お尋ねの降伏文書は、我が国がポツダム宣言の受諾を確認したものであり、政府としては、同宣言は、日本国との平和条約(昭和二十七年条約第五号)により、連合国との間で戦争状態が終結されるまでの間、連合国による我が国に対する占領管理の原則であったと認識している。

平成二十七年五月二十六日提出
質問 第一四二三号

安倍内閣総理大臣のウクライナ訪問等に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

安倍内閣総理大臣のウクライナ訪問等に関する質問主意書

本年五月二十二日外務委員会の質疑で、当方が、

「六月七日と八日に、ドイツにおいてG7の首脳会議が開かれ、その前の六月五日と六日に、安倍内閣総理大臣がウクライナを訪問する予定が検討されていると報道があるが、これは事実か。」との旨の質問をしたところ、岸田外務大臣は、

「まず、報道は承知しております。しかし、今現在、ウクライナ訪問について決まったことは何もございません。」との答弁をなされた。また、当方が、「決まったことがない」ということは、検討し、ウクライナを訪問する可能性はあるという認識でよいのか。」との旨の質問をしたところ、岸田外務大臣は、「ウクライナ問題につきましては、我が国として、G7の連携を重視しながら、外交的、平和的な解決を関係各国に促している立場にあります。また、ウクライナ自身の改革の努力も促している、こうした立場であり、この問題につきまして、国際社会と協力しながら貢献しているわけであり、さまざまな取り組みが求められますが、いずれにしても、今回、具体的に、G7直前にウクライナ訪問について決まったというようなことは何もないと理解しております。」(以下、「岸田答弁」とする。)との答弁をなされた。

右を踏まえ、質問する。

一 現時点でも、安倍内閣総理大臣のG7直前のウクライナ訪問については、右の「岸田答弁」通りの認識でよいのか。

二 安倍内閣総理大臣がウクライナに訪問するということとは、ロシアとの関係にプラスになるか。またはマイナスになるか。岸田外務大臣の見解如何。

三 ウクライナ問題については、ロシアのプーチン大統領、ドイツのメルケル首相、フランスのオランド大統領、ウクライナのポロシェンコ大統領による、四カ国協議で、停戦合意がなされ、実施されている。かかる状況からして、ロシアに対する制裁措置の解除にむけて、日本が主導的役割を果たすべきではないか。政府の考え如何。右質問する。

内閣衆質一八九第二四三号

平成二十七年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍内閣総理大臣のウクライナ訪問等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍内閣総理大臣のウクライナ訪問等に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、安倍内閣総理大臣が平成二十七年六月五日から六日までウクライナを訪問することを決定した。

二について

日露関係については、政治対話を継続しつつ、我が国の国益に資するよう進めていくとの方針に変わりはなく、安倍内閣総理大臣のウクライナ訪問が日露関係に対して影響を与えは考えていない。

三について

政府として、ウクライナに関する問題の平和的解決のためにロシアが積極的かつ明確な行動を行う場合には、我が国が講じた措置を緩和又は解除する用意があることは、既に明確にしているところである。しかし、現時点では、停戦合意の履行が十分になされていないと認識しており、措置の解除は時期尚早である。

平成二十七年五月二十八日提出
質問 第一二四 四号

米軍横田飛行場へのCV22オスプレイ配備に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

米軍横田飛行場へのCV22オスプレイ配備に関する質問主意書

米国防総省は、五月十一日、我が国の首都・東京に所在する米軍横田飛行場にオスプレイの空軍仕様機CV22を十機配備する計画を発表した。

その直後の同月十七日、沖縄の米軍普天間飛行場に配備されている機種と同じオスプレイの海兵隊仕様機MV22が、米ハワイ州オアフ島のペロース空軍基地で着陸に失敗し、乗っていた二十二名のうち二名が死亡、残る二十名全員が負傷するという重大事故が発生した。

オスプレイは開発段階から、墜落等の重大事故を繰り返しており、量産決定後も、二〇〇〇年四月(MV22)、同年十二月(MV22)、二〇一〇年四月(CV22)及び二〇一二年四月(MV22)に、それぞれ墜落事故を起こし、死者を出している。また、CV22は、MV22より事故率が高いとの指摘もある。

このようなCV22が、近隣に住宅が密集する横田飛行場に配備されることに大きな不安を感じている。
右を踏まえ、以下質問する。

一 政府は、ハワイでの事故原因について、米国防府からどのような説明を受けているのか。
二 政府は、オスプレイが墜落事故を繰り返している原因について、どのように分析しているのか。

三 米国防総省のウォレン報道部長は五月十八日の記者会見で、ハワイで起きた事故は、CV22を横田飛行場に配備する方針に影響しない旨明言しているところ、政府は米側に再検討するよう求める必要があると思うが如何か。

四 周囲に住宅地が広がる横田飛行場でCV22が飛行訓練を行うことになれば、周辺住民に大きな不安を与えるほかに、騒音被害は相当なものになると考えるが、政府は、どのような対策を考えているのか。

五 CV22の配備後に住宅地への墜落事故が発生した場合、その被害は甚大なものとなり、日米安全保障体制を揺るがせる事態となりかねないと考え、政府はCV22が住宅地に墜落することは絶対にならないと断言できるのか。あるいは、政府は墜落事故の可能性があっても、横田飛行場へのCV22の配備は必要との認識なのか。
右質問する。

内閣衆質一八九第二四四号

平成二十七年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出米軍横田飛行場へのCV22オスプレイ配備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出米軍横田飛行場へのCV22オスプレイ配備に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び五について
平成二十七年五月十七日(現地時間)に米国ハ

ワイ州で発生した垂直離着陸機MV22オスプレイ(以下「MV22」という。)の着陸失敗に関し、米国政府からは、現在、当該着陸失敗の調査を行っているところであるが、MV22の設計に根本的な欠陥があると疑う理由はなく、また、これまでに、MV22の運用を、一般に停止させるべき理由は発見されていないとの説明を受けている。

なお、これまでに発生しているMV22及び垂直離着陸機CV22オスプレイ(以下「CV22」という。)の墜落事故の態様、原因等は様々であることから、「オスプレイが墜落事故を繰り返している原因について、どのように分析しているのか」とのお尋ねに一概にお答えすることは困難である。

政府としては、平成二十四年四月にモロッコで発生したMV22の事故及び同年六月に米国フロリダ州で発生したCV22の事故の各調査結果の分析評価や同年九月十九日の「日本国における新たな航空機(MV22)に関する日米合同委員会合意」等を総合的に勘案し、我が国におけるMV22の運用について、その安全性を確認している。

さらに、政府としては、CV22がMV22と同じ推進システムを有し、構造は基本的に共通していると承知しており、また、米国政府がCV22の我が国における運用に際してMV22の運用と同様に安全を徹底することも確認しており、我が国におけるCV22の運用の安全性は、MV22と同様に、確保されるものと考えている。

政府としては、CV二二の我が国への配備は、日米同盟の抑止力及び対処力を向上させ、アジア太平洋地域の安定に資するものであると考へており、米政府に対して再検討を求める考へはない。

四について

CV二二の騒音については、現在、横田飛行場に配備されている航空機と比較すると、C一二の騒音よりは大きいものの、多数を占めるC一三〇やUH一の一騒音とはほぼ同程度であることから、同飛行場周辺における騒音に著しい影響はない旨、米政府から説明を受けている。

また、同飛行場については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)第二十五条一の規定に基づいて設置された合同委員会において、航空機騒音規制措置に関する合意がなされており、政府としては、引き続き米政府に対し、この騒音規制措置を遵守し、同飛行場の周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう働きかけていく考へである。

さらに、政府としては、これまでも同飛行場においては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一号)等に基づき学校等の施設や住宅の防音工事に関する助成措置を始めとする各種の騒音対策を実施しているところであり、引き続き関係法令に基づき適切に対応してまいりたい。

平成二十七年五月二十八日提出
質 問 第 二 一 四 五 号

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う「県外自主避難者等への情報支援事業」に関する質問主意書

提出者 本村賢太郎

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う「県外自主避難者等への情報支援事業」に関する質問主意書

平成二十七年五月十二日、東日本大震災復興事業に関する政府方針中で、「県外自主避難者等への情報支援事業」を平成二十七年限りで終了すると復興庁は発表した。福島県避難者支援課によれば、県外避難者は、現在も四万六千人に上り、この事業は自主避難者だけでなく、避難区域からの県外避難者も利用している。こうした現状を踏まえ、引き続き、「県外自主避難者等への情報支援事業」を継続することが必要であると考え、そこで、次の事項について質問する。

一 「県外自主避難者等への情報支援事業」について国が果たすべき役割について

国策である原子力発電事業において発生した福島第一原発事故により、県外への自主的な避難を余儀なくされた国民への、情報提供並びに相談支援について、国はどのような責任を負うべきか。政府の見解を問いたい。

二 「県外自主避難者等への情報支援事業」に対する評価について

1 本事業は、①情報提供事業及び②相談支援事業で構成される。これまでに、各事業について、どのような具体的成果があったのか。
2 平成二十六年において、実施地域を四か

所から八か所と増やしている。また平成二十七年においても、引き続き八か所の地域で実施されている。実施地域を増やしたのは何故か。避難が長期化し、避難先が多様化する中で、情報提供に対する避難者からの要望が今なお多いと考へられるが、政府の見解を問いたい。

三 「県外自主避難者等への情報支援事業」を平成二十七年で終了することについて

1 本事業を終了するにあたり、自主避難および避難区域からの避難を含む県外避難者、被災自治体の意向はどのように反映されているのか。

2 今後の自主避難および避難区域からの避難を含む県外避難者への情報提供はどのように行うのか。

右質問する。

内閣衆質一八九第二四五号
平成二十七年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員本村賢太郎君提出東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う「県外自主避難者等への情報支援事業」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員本村賢太郎君提出東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う「県外自主避難者等への情報支援事業」に関する質問に対する答弁書

一 について
国は、東京電力原子力事故により被災した子

どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成二十四年法律第四十八号。以下「法」という。)第十二条の規定に基づき、被災者に対し必要な情報を提供するための体制整備に努めるものとされている。福島県から県外への自主避難者(以下「県外自主避難者」という。)への情報提供及び相談支援に係る取組について、法の趣旨を踏まえ、適切に行う必要があると考へている。

二の1について

平成二十六年の「県外自主避難者等への情報支援事業」(以下「情報支援事業」という。)における情報提供事業においては、県外自主避難者のうち希望者に対しニュースレターを年四回送付するとともに、支援情報説明会及び交流会を八都道府県でそれぞれ年三回開催し、避難元及び避難先の地方公共団体等の情報を提供するとともに、支援情報説明会及び交流会で出された意見や要望について取りまとめ、回答を付して復興庁ホームページに掲載した。同年度の情報支援事業における相談支援事業においては、八都道府県それぞれに相談窓口を設置し、県外自主避難者等の生活や健康等に関する相談対応を行うとともに適切な行政機関等の案内や仲介を行った。

二の2及び三について

情報支援事業については、平成二十五年から平成二十七年までの三年間の事業として実施しているものであるが、平成二十五年においては、福島県から県外への避難者が多く存在する近隣の二か所と遠隔地の大都市圏の二か

所の四道府県でモデル的に実施したところであり、平成二十六年において、事業範囲を拡大し、全国八ブロックでの公募を行い、八都道府県で実施した。これまでの取組において、NPO等の県外自主避難者支援団体による支援情報説明会及び交流会並びに相談支援事業を通じて、県外自主避難者の意向やニーズの把握に努めてきたところであり、これにより、NPO等を活用した情報提供等について、ノウハウが蓄積され、その体制が構築されつつあることから、平成二十七年において、全国シンポジウムの開催等により、三年間の取組を総括し、成果や課題を整理した上で情報支援事業を終了することとしている。しかしながら、依然として不安定な生活を送っている県外自主避難者が多い中、情報支援事業による成果や課題を踏まえ、今後、定住に向けた施策の在り方について検討していく必要があると考えている。

平成二十七年五月二十八日提出
質 問 第 一 一 四 六 号

自衛隊員の自殺、殉職等に関する質問主意書
提出者 阿部 知子

自衛隊員の自殺、殉職等に関する質問主意書
書

安全保障関連法案の審議が衆議院で始まり、「自衛隊のリスク」にも注目が集まっている。私は今回の安全保障法制整備が成った場合にリスクが高まると考えるものであるが、自衛官の人権が守られているかを含め、現在の法制下での事実を的確に把握することが議論の前提である。

よって、以下質問する。

一 平成十五年度から平成二十六年度の各年度における自衛隊員の自殺者数について、以下の分類により示した上で、政府として自衛隊の任務及び訓練等の特性と自殺との因果関係等自衛隊員の自殺を巡る状況について如何なる分析をし、評価をしているか答えられたい。

①陸上自衛官、海上自衛官、航空自衛官及び事務官等の別

②年齢階層の別

③階級の別

④自殺原因の別かつ陸上自衛官、海上自衛官、航空自衛官及び事務官等の別

二 一の自衛隊員の自殺者のうち、公務災害に認定された隊員の数を陸上自衛官、海上自衛官、航空自衛官及び事務官等の別で示した上で、自殺者に係る公務災害の認定状況について如何なる見解を有しているか答えられたい。

三 平成十五年度から平成二十六年度の各年度における自衛官の自殺率を陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官並びに自衛官全体につき示し、かつ同一年度における一般職国家公務員及び日本国内の成人の自殺率を示した上で、自殺率の差異に対する政府の見解を明らかにされたい。

四 旧テロ対策特措法、イラク人道復興支援特措法及び補給支援特措法に基づき派遣された自衛隊員の人数を派遣根拠法別、部隊別に示した上で、在職中に自殺した者の数を以下の分類により示し、政府としてこれらの派遣と自殺との因果関係について如何なる評価をしているか答えられたい。

①派遣根拠法の別かつ部隊の別

②自殺原因の別かつ部隊の別

五 四の自衛隊員の自殺者のうち、公務災害に認定された隊員の数を部隊別に示した上で、公務災害の認定状況について如何なる見解を有しているか答えられたい。

六 平成二十七年三月末現在の自衛隊員の殉職者数の累計について部隊・内局等の別で示した上で、殉職の原因別の人数を明らかにし、自衛隊の任務及び訓練等の特性と殉職との関係について如何なる評価をしているか答えられたい。なお、殉職の原因については、できるだけ細分化して示し、かつ具体的事例等の説明を付された。

七 安倍晋三総理大臣は本年五月十四日の記者会見において、「自衛隊発足以来、今までも千八百名の自衛隊員の方々が様々な任務等で殉職されておられます」等自衛隊のリスクについて述べているが、六で示された殉職者の状況について如何なる分析を行った上で発言をしたのか明らかにされたい。また、「危険な任務」や「厳しい訓練」など自衛隊固有の特性の理由により殉職された隊員はどの程度いると評価しているのか示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第二四六号
平成二十七年六月五日
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員阿部知子君提出自衛隊員の自殺、殉職等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員阿部知子君提出自衛隊員の自殺、殉職等に関する質問に対する答弁書

一について

平成十五年度から平成二十六年までの各年度における自衛隊員の自殺者数について、①陸上自衛官、②海上自衛官、③航空自衛官及び④事務官等(防衛省の事務次官、防衛審議官、書記官、部員、事務官、技官及び教官をいう。以下同じ)の別にお示しすると、次のとおりである。

平成十五年度	①四十八人	②十七人	③十人
④六人			
平成十六年度	①六十四人	②十六人	③十人
④六人			
平成十七年度	①六十四人	②十五人	③十人
④八人			
平成十八年度	①六十五人	②十九人	③九人
④八人			
平成十九年度	①四十八人	②二十三人	
③十二人	④六人		
平成二十年度	①五十一人	②十六人	③九人
④七人			
平成二十一年度	①五十三人	②十五人	
③十二人	④六人		
平成二十二年	①五十五人	②十人	③十人
④六人			
平成二十三年	①四十九人	②十四人	
③十五人	④八人		
平成二十四年度	①五十二人	②七人	③二十人
④四人			

長、海士長、空士長、一等陸士、一等海士、一

すると、次のとおりである。

防衛省としては、一般に、自殺は、様々な

因が複合的に影響し合つて発生するものであり、個々の原因について特定することが困難な場合も多いと考えているが、防衛省においては、自殺の原因について可能な限り特定できるよう努めているところであり、このような観点を含め自殺防止対策については、今後とも強力に推進してまいりたい。

二について

平成十五年度から平成二十六年度までにおける自衛隊員の自殺者のうち、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定に基づく公務上の災害(以下「公務災害」という。)と認められた自衛隊員は、平成二十七年三月三十一日現在、陸上自衛隊員が七人、航空自衛隊員が三人及び事務官等が一人である。

自殺は、自衛隊員の自損行為による災害のため原則として公務災害とは認められないが、公務の負荷により精神疾患を発症し、当該疾患が原因で自殺した場合は、公務に起因して死亡したものと認めている。

三について

お尋ねの平成十五年度から平成二十六年度までの各年度における①陸上自衛隊員、②海上自衛隊員、③航空自衛隊員、④自衛官全体及び⑤一般職の国家公務員の自殺による死亡率を十万人当たりでお示しすると、次のとおりである。

平成十五年度 ①三十二・五人 ②三十七・九人 ③二十一・八人 ④三十一・四人 ⑤十七・一人

平成十六年度 ①四十三・一人 ②三十五・七人 ③三十・四人 ④三十九・三人 ⑤十九・〇人

平成十七年度 ①四十二・九人 ②三十三・二人 ③三十・一人 ④三十八・六人 ⑤十七・七人

平成十八年度 ①四十三・五人 ②四十二・一人 ③十九・四人 ④三十八・六人 ⑤二十・一人

平成十九年度 ①三十四・四人 ②五十一・四人 ③二十六・〇人 ④三十六・〇人 ⑤二十・三人

平成二十年度 ①三十六・一人 ②三十七・二人 ③二十・三人 ④三十三・三人 ⑤二十一・七人

平成二十一年度 ①三十七・三人 ②三十五・〇人 ③二十七・一人 ④三十四・九人 ⑤二十三・六人

平成二十二年 ①三十八・八人 ②三十三・五人 ③二十七・六人 ④三十三・八人 ⑤二十二・七人

平成二十三年度 ①三十四・八人 ②三十二・六人 ③三十四・一人 ④三十四・二人 ⑤二十・七人

平成二十四年度 ①三十七・六人 ②十六・四人 ③四十五・九人 ④三十五・二人 ⑤十五・九人

平成二十五年度 ①三十三・七人 ②三十七・五人 ③二十九・八人 ④三十三・七人 ⑤二十一・五人

平成二十六年度 ①三十三・八人 ②二十七・九人 ③二十五・〇人 ④二十九・一人 ⑤現在調査中

平成十五年から平成二十六年までの各年における日本国内の成人の自殺による死亡率を十万人当たりでお示しすると、平成十五年は三十二・六人、平成十六年は三十三・五人、平成十七年は三十三・六人、平成十八年は三十三・一人、平成十九年は三十一・〇人、平成二十年は三十三・一人、平成二十一年は三十三・七人、平成二十二年は二十九・四人、平成二十三年は二十八・四人、平成二十四年は二十五・八人、平成二十五年は二十五・四人、平成二十六年は二十三・七人である。

自衛官の自殺による死亡率は、おおむね一般職の国家公務員及び日本国内の成人の自殺による死亡率より高い数値であるが、防衛省としては、一般に、自殺は、様々な要因が複合的に影響し合つて発生するものであることから、自殺による死亡率の差異の要因等について一概に答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「部隊別」及び「部隊の別の意味するところ」が必ずしも明らかではないが、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動

に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(平成十三年法律第百十三号。以下「テロ対策特措法」という。)に基づく活動に従事した自衛隊員数は、海上自衛隊員が延べ約一万九百人及び航空自衛隊員が延べ約二千九百人の合計延べ約一万三千八百人であり、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施

に関する特別措置法(平成十五年法律第百三十七号。以下「イラク特措法」という。)に基づく活動に従事した自衛隊員数は、陸上自衛隊員が延べ約五千六百人、海上自衛隊員が延べ約三百三十人及び航空自衛隊員が延べ約三千六百三十人の合計延べ約九千五百六十人であり、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法(平成二十年法律第一号。以下「補給支援特措法」という。)に基づく活動に従事した自衛隊員数は、海上自衛隊員が延べ約二千四百人である。

テロ対策特措法に基づく活動に従事し、在職中に自殺した自衛隊員数は、海上自衛隊員が二十五人及び航空自衛隊員が零人であり、イラク特措法に基づく活動に従事し、在職中に自殺した自衛隊員数は、陸上自衛隊員が二十一人、海上自衛隊員が零人及び航空自衛隊員が八人であり、補給支援特措法に基づく活動に従事し、在職中に自殺した自衛隊員数は、海上自衛隊員が四人であり、この四人の中にはテロ対策特措法に基づく活動に従事し、在職中に自殺した海上自衛隊員二人が含まれている。

テロ対策特措法に基づく活動に従事した自衛隊員、イラク特措法に基づく活動に従事した自衛隊員又は補給支援特措法に基づく活動に従事した自衛隊員のうち、在職中に自殺した者の数について、原因の別にお示しすると、病苦を原因とする者が零人、借財を原因とする者が六人、家庭を原因とする者が七人、職務を原因とする者が三人、精神疾患等を原因とする者が十四人、その他が五人及び不明が二十一人である。

防衛省としては、一般に、自殺は、様々な要因が複合的に影響し合つて発生するものであり、個々の原因について特定することが困難な場合も多く、海外派遣との因果関係を特定することは困難な場合が多いと考えているが、防衛省においては、自殺の原因について可能な限り特定できるよう努めているところであり、このような観点を含め自殺防止対策については、今後とも強力に推進してまいりたい。

五について

テロ対策特措法に基づく活動に従事した自衛隊員、イラク特措法に基づく活動に従事した自衛隊員又は補給支援特措法に基づく活動に従事した自衛隊員のうち、在職中に自殺した自衛隊員で公務災害と認められた自衛隊員数は、陸上自衛隊員が三人及び航空自衛隊員が一人である。

自殺は、自衛隊員の自損行為による災害のため原則として公務災害とは認められないが、公務の負荷により精神疾患を発症し、当該疾患が原因で自殺した場合は、公務に起因して死亡したものと認めている。

六及び七について

公務に起因して死亡した自衛隊員数は、平成二十七年三月三十一日現在で、陸上自衛隊員が千二十五人、海上自衛隊員が四百十六人、航空自衛隊員が四百九人及び内部部局等(防衛省に属する機関のうち、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を除く。)に所属する自衛隊員が二十四人である。また、死亡の原因別で示すと、「車両事故」が三百五十三人、「航空機事故」が五百八十六人、「演習訓練」が三百九十四

人、「艦船事故」が四十一人及び「その他」が五百人である。

お尋ねの「自衛隊の任務及び訓練等の特性」と自衛隊員の公務に起因する死亡との関係については、自衛隊の任務及び訓練は多種多様であることから、一概にお答えすることは困難である。

お尋ねの平成二十七年五月十四日の安倍内閣総理大臣の記者会見での発言については、自衛隊発足以来、多くの自衛隊員が任務中に公務に起因して亡くなられているとの事実を踏まえ、自衛隊員はこれまでも危険な任務に当たつていくとの認識の下、行つたものである。

平成二十七年五月二十八日提出
質問 第二一四七号

ビザなし交流捉提島訪問に係る新聞報道に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

ビザなし交流捉提島訪問に係る新聞報道に関する質問主意書

本年五月二十六日付朝日新聞の記事に、「捉提訪問できぬ可能性」との見出しで、今年度の北方四島のビザなし交流を巡り、ロシア側が日本側に對し、捉提島への訪問ができなくなる可能性があることを伝えていることである。

右を踏まえ、質問する。

一 政府として右の記事は承知しているか。
二 右記事に記されている、「ビザなし交流で、捉提島への訪問ができなくなる可能性がある」とのは事実であるか。

三 二が事実であるならば、ロシア側から日本政府に對し、「ビザなし交流で、捉提島への訪問ができなくなる可能性がある」等の連絡が入っているか。また、連絡が入っているのであれば、連絡が入った日時、その内容を明確に示さる。

四 平成三年にビザなし交流が日露両国で調印され、平成四年にビザなし交流がスタートしたが、その当時のビザなし交流と、現在行われているビザなし交流では、同一の価値観や認識を共有しているか。

内閣衆質一八九第二四七号
平成二十七年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流捉提島訪問に係る新聞報道に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流捉提島訪問に係る新聞報道に関する質問に對する答弁書

一について

お尋ねの報道については承知している。

二及び三について

現時点では、ロシア側からお尋ねのような連絡は受けていない。

四について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

平成二十七年五月二十八日提出
質問 第二一四八号

ビザなし交流中止に関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

ビザなし交流中止に関する再質問主意書
本年五月十五日から行われる予定だった第一回「ビザなし交流」が、急きよ中止になった。

右と、「前回答弁書」(内閣衆質一八九第二三三三号)を踏まえ、再質問する。

一 閣議決定を経て受けた「前回答弁書」(内閣衆質一八九第二三三三号)と、本年五月二十二日の外務委員会にてされた岸田外務大臣の国会答弁が著しく違っているが、「前回答弁書」(内閣衆質一八九第二三三三号)を起案した者の官職氏名、また、決裁を行った者の官職氏名を明らかにされたい。過去に官職氏名を何度も問うた質問主意書を提出しているが、部署のみの答弁で、官職氏名は答えられていない。当方の質問に對し、避けることのないよう誠実な答弁を求める。

二 前回質問主意書で、「今回のビザなし交流中止につき、今後予定されているビザなし交流についても中止になるのか」と問うたところ、「前回答弁書」(内閣衆質一八九第二三三三号)では、「日本政府として、今後予定している四島交流等が実施できるよう、ロシア側に対し働きかけているところである」との答弁をされているが、当方が本年五月二十二日の外務委員会の質疑で、第一回「ビザなし交流」そして自由訪問が中止になったことについてふれた際に、岸田外務大臣は、「四島交流及び自由訪問について

は、五月二十一日に在ロシア日本大使館とロシア外務省の間で外交当局間協議を行い、本年の四島交流等の年間実施計画について確認し、五月下旬以降の四島交流等事業を予定どおり実施することで基本的に一致をしたところである。」

(以下、「岸田国会答弁」とする。)とした答弁をされている。「前回答弁書」(内閣衆質一八九第二二三三号)では、「今後予定している四島交流等が実施できるよう、ロシア側に対し働きかけているところである」とし、岸田外務大臣の答弁では、「本年の四島交流等の年間実施計画について確認し、五月下旬以降の四島交流等事業を予定どおり実施することで基本的に一致をしたところである。」として、五月下旬以降の四島交流等事業を予定どおり実施することを確認した。閣議決定をもって決裁される質問主意書の答弁書に対し、担当大臣はしっかりと目を通していいのか。「前回答弁書」(内閣衆質一八九第二二三三号)と「岸田国会答弁」はどちらも正しいのか。右質問する。

内閣衆質一八九第二四八号
平成二十七年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出「びざなし交流中止に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。」

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出「びざなし交流中止に関する再質問に対する答弁書」

一及び二について

先の答弁書(平成二十七年五月二十六日内閣

衆質一八九第二二三三号。以下「前回答弁書」という。)は、外務省欧州局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

平成二十七年の四島交流等については、同年五月二十一日、在ロシア連邦日本大使館とロシア連邦外務省との間で協議を行い、同年の四島交流等の年間実施計画について確認し、同月下旬以降の四島交流等事業を予定どおり実施することと基本的に一致したところであるが、日本政府として、今後予定している四島交流等事業が支障なく実施できるよう、引き続きロシア側に対し働きかけているところである。したがって、前回答弁書と御指摘の同月二十二日の衆議院外務委員会における岸田外務大臣の答弁との間に齟齬はない。

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員岡本充功君提出「労働者派遣法二十三条五項規定、いわゆるマージン率の情報提供」に関する質問に対する答弁書

平成二十七年六月一日提出
質問 第二四九号

「労働者派遣法二十三条五項規定、いわゆるマージン率の情報提供」に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

「労働者派遣法二十三条五項規定、いわゆるマージン率の情報提供」に関する質問主意書

労働者派遣法(以下、「法」とする。)二十三条五項では「労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合(以下、「マージン率」とする。)」につき、派遣元事業者は情報提供義務を負う旨を定めている。

また、同条に基づく提供方法を定める労働者派遣法施行規則十八条の二では、情報の提供は、「事業所への書類の備付け、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない」としている。

一 平成二十七年五月二十七日衆議院厚生労働委員会において塩崎厚生労働大臣は、マージン率公開の立法趣旨は「派遣元事業者の透明性を確保することによって、派遣労働者による派遣元事業主の適切な選択や派遣労働者の待遇改善等に資することが期待される」旨の答弁をされた。

派遣元事業主の透明性を確保することが主たる目的であれば、労働者がマージン率等の比較検討をするためには、より正確な情報をより簡便に入手できる必要があると考える。

この観点に立ち、政府に対し、以下質問する。

1 事業所備え付け、インターネットの利用、その他の適切な方法につき、それぞれの割合はどのようなになっているか。
2 「その他の適切な方法」の実例について、どのような方法があると把握しているか。

3 情報提供義務違反事例を把握しているか、把握していれば、その件数及び、対応方針についてどのように考えているか。

二 平成二十七年五月二十七日衆議院厚生労働委員会において、塩崎厚生労働大臣は、マージン率等の提供情報は「関係者であることが、見るための要件ということになる」、また、「その派遣元に行つて派遣の労働者になるうとする人は関係者になります」との答弁をされた。

「関係者である」要件充足性、並びにその根拠は何か。また、ある時点、行為等を以て関係者になるか否かの判断がされるのであれば、当該時点、行為等、並びにその根拠は何か。

三 厚生労働省ホームページにおいて、「平成二十四年法改正の概要として、「派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合(いわゆるマージン率)などの情報公開を義務化」との記載がある。また、派遣労働者・労働者の皆様として「マージン率や教育訓練に関する取組状況などの公開は、(中略)その事業年度の公開が義務付けられているため」との記載がなされている。

また、平成二十七年五月二十七日衆議院厚生労働委員会において、塩崎厚生労働大臣は幾度か「マージン率の公表」との発言をされている。

1 ホームページ上「情報公開」の文言は、法の定める「情報の提供」と同意義で、また、ホームページ閲覧者に対する誤解を生じさせる記載ではないか。

2 塩崎厚生労働大臣の用いた「公表」の文言は、法の定める「提供」と同意義か、また、訂正の必要性はないか。

右質問する。

平成二十七年六月十一日 衆議院會議録第三十二号 議長の報告

内閣衆質一八九第二四九号
平成二十七年六月九日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣 大島 理森殿
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員岡本充功君提出「労働者派遣法二十三条五項規定、いわゆるマージン率の情報提供」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出「労働者派遣法二十三条五項規定、いわゆるマージン率の情報提供」に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねについては、把握していない。

一の2について

お尋ねについては、例えば、パンフレットの作成があると承知している。

一の3について

お尋ねの「情報提供義務違反事例」については、平成二十六年において厚生労働省が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十八条第一項の規定に基づき、労働者派遣法第二十三条第五項に違反するものとして派遣元事業主に對し指導を行った件数は、千四百五件である。政府としては、今後とも、このような事例を把握した場合には、都道府県労働局において労働者派遣法第四十八条第一項の規定に基づく指導を行い、労働者派遣法の適正な運用に努めてまいりたい。

二について

お尋ねの「関係者」については、労働者派遣法

第二十三条第五項の趣旨に鑑み、派遣労働者、派遣労働者となり得る者、派遣先、派遣先となり得る者等を想定している。また、お尋ねの「当該時点、行為等、並びにその根拠」については、その意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。

三について

厚生労働省ホームページに記載している「情報公開」の文言及び平成二十七年五月二十七日の衆議院厚生労働委員会において厚生労働大臣が用いた「公表」の文言は、いずれも労働者派遣法第二十三条第五項に規定する「情報の提供」が派遣労働者となり得る者、派遣先となり得る者等を含めた広い範囲の者を対象とするものであることを分かりやすく説明するために適当と考えられることから用いたものであり、「誤解を生じさせる記載」及び「訂正の必要性」があるとの御指摘は当たらないものと考えている。

平成二十七年六月一日提出
質問 第二一五〇号

各選挙管理委員会及び総務省のホームページに選挙公報を投票日の翌日以降も継続掲載することに關する質問主意書

提出者 本村賢太郎

各選挙管理委員会及び総務省のホームページに選挙公報を投票日の翌日以降も継続掲載することに關する質問主意書

平成二十七年五月十四日提出質問第二三〇号

「衆議院議員初鹿明博君提出選挙ホームページに選挙公報を継続して掲載することに關する質問に対する答弁書」の中で、「過去の選挙に關する記録

として、投票日の翌日以降、選挙公報を選挙管理委員会の記録用のホームページに掲載することについて（中略）差し支えないものと考えている」とある。選挙に關する記録を、国民に、法律で認められる方法を用いて広く伝えていくことは重要だと考える。

したがって、次の事項について質問する。

一 選挙公報の各選挙管理委員会のホームページへの掲載は、選挙期間中及び投票日当日までは可能と解された後、総務省より各都道府県選挙管理委員会に対して、「選挙公報の選挙管理委員会ホームページへの掲載に關する質疑応答集について」（平成二十四年三月二十九日付け総行選第八号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）にて周知され、同時に各市区町村選挙管理委員会への周知が依頼された。今回政府が示した、投票日の翌日以降も選挙公報については過去の選挙に關する記録として、各選挙管理委員会のホームページに掲載することが可能であることについても、改めて各選挙管理委員会に通知が必要であると考える。政府の見解を問いたい。

二 総務省ホームページにおいても、各選挙管理委員会と同様に、投票日以降も継続して選挙公報の掲載をすることが適当だと考える。政府の見解を問いたい。

内閣衆質一八九第二五〇号

平成二十七年六月九日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣 大島 理森殿

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員本村賢太郎君提出各選挙管理委員会及び総務省のホームページに選挙公報を投票日の翌日以降も継続掲載することに關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員本村賢太郎君提出各選挙管理委員会及び総務省のホームページに選挙公報を投票日の翌日以降も継続掲載することに關する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成二十七年五月二十二日に「選挙公報の選挙管理委員会ホームページへの掲載について」（総務省自治行政局選挙部選挙課事務連絡）を發出し、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会に周知しているところである。

二について

各選挙の啓発、周知活動の一環として行われる選挙公報のホームページへの掲載は、国政選挙については全国統一的に、地方選挙については当該選挙を管理する選挙管理委員会の判断により、それぞれ、当該選挙における選挙公報の発行主体である都道府県又は市区町村の選挙管理委員会のホームページにおいて行われているところである。したがって、過去の選挙の記録としての選挙公報のホームページへの掲載についても、当該選挙管理委員会のホームページにおいて行われることが適当であると考えており、総務省のホームページへの掲載は考えていない。

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の
一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十七年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の
の一部を改正する法律

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法

目次中「第五条」を「第七条」に、「第六条」第十三条を「第八条」第十五条に、「第十四条」第十五条を「第十六条」第十七条に、「第十六条」第十八条を「第十八条」第二十一条に、「第十九条」第二十条を「第二十二條・第二十三條」に改める。

第一条中「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」に改める。

第二十条中「研究所」を「機構」に改め、同条第一号中「第十四条」を「第十六条」に改め、同条第二号中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。

第十九条中「第十二条」を「第十四条」に改め、同条を第二十二条とする。

第十八条中「研究所」を「機構」に改め、第四章中同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十一条 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法

律第百七十七号）の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

第十七条第一項中「研究所」を「機構」に改め、同項第二号及び第三号中「第十四条」を「第十六条」に改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に改め、同条第十九条とする。

第十六条第一項中「研究所」を「機構」に、「第十四条」を「第十六条」に改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に改め、同条第十八条とする。

第十五条第一項及び第三項中「研究所」を「機構」に改め、第三章中同条を第十七条とする。

第十四条中「研究所」を「機構」に、「第三条」を「第四条」に改め、第七号を第八号とし、同条第六号中「第一号」を「第二号」に改め、同条同条第七号とし、同条第五号中「放射線による」を「量子科学技術に関する技術者放射線による」に改め、

「技術者」の下に「を含む」を加え、同条同条第六号とし、同条第四号中「放射線の人体」を「量子科学技術に関する研究者（放射線の人体）」に改め、

「研究者」の下に「を含む」を加え、同条同条第五号とし、同条第三号中「研究所」を「機構」に改め、同条同条第四号とし、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同条同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基礎的研究開発を行うこと。

第十四条を第十六条とする。

第十三条中「研究所」を「機構」に改め、第二章中同条を第十五条とする。

第十二条中「研究所」を「機構」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条第一項中「研究所の」を「機構の」に、「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法」に改め、同条を第十三条とする。

に、「第十条」を「第十二条」に改め、同条第二項中「研究所の」を「機構の」に、「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法」に、「第九条及び第十条」を「第十一条及び第十二条」に改め、同条を第十三条とする。

第十条第一号中「研究所」を「機構」に改め、同条第十二条とし、第九条を第十一条とし、第八条を第十条とする。

第七条第一項中「研究所」を「機構」に改め、同条を第九条とする。

第六条第一項中「研究所」を「機構」に改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に、「二人」を「三人」に改め、同条を第八条とする。

第五条中「研究所」を「機構」に改め、第一章中同条を第七条とする。

第四条中「研究所」を「機構」に改め、同条を第六条とする。

第三条の二中「研究所」を「機構」に改め、同条を第五条とする。

第三条の見出しを「（機構の目的）」に改め、同条中「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」に、「研究所」を「機構」に改め、「は、」の下に「量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基礎的研究開発並びに」を加え、「（研究及び開発をいう。以下同じ。）」を削り、「により、」の下に「量子科学技術及び」を加え、同条を第四条とする。

第二条中「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）」を「通則法」に改め、「通則法第二条第一項に規定する」を削り、「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第二条 この法律において「量子科学技術」とは、量子に関する科学技術をいう。

2 この法律において「基礎的研究開発」とは、研究及び開発（以下「研究開発」という。）であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 科学技術に関する共通的な研究開発

二 科学技術に関する研究開発であつて、国の試験研究機関又は研究開発を行う独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）」第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次条において同じ。）に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするもの

三 科学技術に関する研究開発であつて、多数部門の協力を要する総合的なもの

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条第二項、第四項及び第五項並びに附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の権利及び義務の承継等）

第二条 この法律の施行の時に現に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）が有する権利及び義務であつて、附則第九条の規定による改正前の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる業務（この法律による改正後

の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
法第十六条第一号に掲げる業務に相当するもの
に限る。並びにこれらの業務に附帯する業務に
係るものは、その時において、権利及び義務の
承継に関し必要な事項を定めた承継計画書にお
いて定めるところに従い国立研究開発法人量子
科学技術研究開発機構(以下「機構」という。)が
承継する。

2 前項の承継計画書は、原子力機構が、政令で
定める基準に従って作成し、文部科学大臣の認
可を受けなければならない。

3 第一項の規定により機構が原子力機構の権利
及び義務を承継したときは、その承継の際、同
項の承継計画書において定めるところに従い機
構が承継する資産の価額から負債の金額を差し
引いた額は、政府から機構に対し出資されたも
のとする。この場合において、機構は、その額
により資本金を増加するものとする。

4 前項に規定する資産の価額は、この法律の施
行の日(附則第四条において「施行日」という。)
現在における時価を基準として評価委員が評価
した価額とする。

5 前項の評価委員その他評価に関し必要な事
項は、政令で定める。

6 原子力機構は、第一項の規定により機構が原
子力機構の権利及び義務を承継したときは、第
三項の規定により機構に対し出資されたものと
された額に対応する額として文部科学大臣が定
める金額によりその資本金を減少するものとす
る。

(非課税)

第三条 前条第一項の規定により機構が権利を承
継する場合における当該承継に係る不動産又は
自動車取得税を課することはできない。

(国立研究開発法人放射線医学総合研究所の役
員又は職員から引き続き機構の役員又は職員と
なった者についての国家公務員共済組合法の適
用に関する経過措置)

第四条 施行日の前日に国立研究開発法人放射線
医学総合研究所の役員又は職員として在職する
者(同日において国家公務員共済組合法(昭和三十
三年法律第二百二十八号)第二百二十四条の三の
規定により読み替えて適用する同法第三条第一
項の規定により文部科学省に属する同法第二条
第一項第一号に規定する職員及びその所管する
独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年
法律第百三十三号)次条において「通則法」という。)
第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)
のうち国家公務員共済組合法別表第二に掲げる
ものの同法第二百二十四条の三の規定により同法
第二条第一項第一号に規定する職員とみなされ
る者をもって組織された国家公務員共済組合
(以下この条において「文部科学省共済組合」と
いう。)の組合員であるものに限る。が施行日
において引き続き機構の役員又は職員(同法第
百二十四条の三の規定により同号に規定する職
員とみなされるものに相当するものに限る。以
下この条において「役員」という。)となる場合
であつて、かつ、引き続き施行日以後において
機構の役員である場合には、同法の規定の適
用については、当該役員は、施行日から起算
して二十日を経過する日(正当な理由がある
と文部科学省共済組合が認めた場合には、その認
めた日)までに文部科学省共済組合に申出をし
たときは、施行日以後引き続き当該役員であ
る期間文部科学省共済組合を組織する同号に規
定する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する機構の役員が同項に規定す
る期限内に同項の申出を行うことなく死亡した
場合には、その申出は、当該期限内に当該役員
の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項
第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次
項において同じ。)がすることができ、
施行日の前日において国立研究開発法人放射
線医学総合研究所の役員又は職員として在職す
る者(同日において文部科学省共済組合の組合
員であるものに限る。が施行日において引き続
いて機構の役員となる場合であつて、かつ、
当該役員又はその遺族が第一項に規定する期
限内に同項の申出を行わなかつた場合には、当
該役員は、国家公務員共済組合法の適用につ

場合には、その申出は、当該期限内に当該役員
の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項
第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次
項において同じ。)がすることができ、
施行日の前日において国立研究開発法人放射
線医学総合研究所の役員又は職員として在職す
る者(同日において文部科学省共済組合の組合
員であるものに限る。が施行日において引き続
いて機構の役員となる場合であつて、かつ、
当該役員又はその遺族が第一項に規定する期
限内に同項の申出を行わなかつた場合には、当
該役員は、国家公務員共済組合法の適用につ

いては、施行日の前日に退職(同法第二条第一
項第四号に規定する退職をいう。)をしたものと
みなす。
(機構等の役員又は職員についての通則法の適
用に関する経過措置)
第五条 機構の役員又は職員についての通則法第
五十条の十一において準用する通則法第五十
条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第
六項並びに第五十条の六の規定の適用について
は、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に
掲げる字句とする。

通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の四第一項		他の の組織	したこと
又は 通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の四第二項第一号		(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原 子力機構」という。)を含む。以下この項において同 じ。)の他の	したこと(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 法(平成十六年法律第百五十五号)又は原子力機構 国 立研究開発法人放射線医学総合研究所法の二部を改正 する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日前 のものに限る。第五十条の六において同じ。)が定めて いた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の 規則に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条 において同じ。)
通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の四第六項		(原子力機構を含む。)の組織	させたこと(原子力機構の役員又は職員にこの法律、 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法若しくは 他の法令又は原子力機構が定める業務方法書、第四十 九条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の 行為をさせること又はさせたことを含む。次条におい て同じ。)

2 原子力機構の役員又は職員についての通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の 四第一項、第二項第一号及び第六項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		他の役員 若しくは職 員を		(原子力機構を含む。以下この項において同じ。)の他 の役員若しくは職員を
通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の六第二号	の役員又は 管理	定めるもの	であつた者(原子力機構の役員又は職員(非常勤の者を 除く。)であつた者を含む。)	定めるもの(離職前五年間に在職していた原子力機構 の内部組織として主務省令で定めるものが行つていた 業務を行う国立研究開発法人量子科学技術研究開発機 構の内部組織として主務省令で定めるものをを含む。)
通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の六第二号	と営利企業 等	(原子力機構を含む。以下この号において同じ。)と営 利企業等		
通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の四第一項	他の	(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下 「量子機構」という。)を含む。以下この項において同 じ。)の他の		
通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の四第二項第一号	又は	(量子機構の役員又は職員(非常勤の者を除く。)を含 む。以下この号において同じ。)又は		
通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の四第六項	させたこと	させたこと(量子機構の役員又は職員にこの法律、国 立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法(平成十 一年法律第七十六号)若しくは他の法令又は量子機 構が定める業務方法書、同条に規定する規程その他の 規則に違反する職務上の行為をさせること又はさせた ことを含む。次条において同じ。)		
他の役員 若しくは職 員を		(量子機構を含む。以下この項において同じ。)の他の 役員若しくは職員を		

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法
律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め
る。

(船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部
改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中国立研究開発法
人放射線医学総合研究所の項を削る。

一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)別
表第一

二 国家公務員共済組合法別表第二

(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法
の一部改正)

第九条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機
構法の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「七人」を「六人」に改める。

第十七条第一項中「次の業務」の下に「(第一号
及び第二号に掲げる業務にあつては、国立研究
開発法人量子科学技術研究開発機構法(平成十
一年法律第七十六号)第十六条第一号に掲げ
る業務に属するものを除く。)」を加える。

(独立行政法人に係る改革を推進するための文
部科学省関係法律の整備に関する法律の一部改
正)

第十条 独立行政法人に係る改革を推進するため
の文部科学省関係法律の整備に関する法律(平
成十八年法律第二十四号)の一部を次のように
改正する。

附則第四条第六項中「引き続き当該施行日後
の研究等」の下に「(独立行政法人国立特別支
援教育総合研究所、国立研究開発法人物質・材

料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研
究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所
法の一部を改正する法律(平成二十七年法律
第 号)による改正前の国立研究開発法人
放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第百
七十六号)第二条の国立研究開発法人放射線医
学総合研究所及び国立研究開発法人量子科学技
術研究開発機構並びに独立行政法人国立文化財
機構を含む。以下この項において同じ。)」を加
える。

附則第五条中「国立研究開発法人放射線医学
総合研究所」を「国立研究開発法人量子科学技術
研究開発機構」に改める。

(研究開発システムの改革の推進等による研究
開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等
に関する法律の一部改正)

第十一条 研究開発システムの改革の推進等によ
る研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的
推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三
号)の一部を次のように改正する。

別表第一第七号を次のように改める。

七 国立研究開発法人量子科学技術研究開発
機構

理 由

量子科学技術の水準の向上を図るため、量子科
学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的
研究開発に関する業務を国立研究開発法人放射線
医学総合研究所の業務に追加し、その名称を国立
研究開発法人量子科学技術研究開発機構とする等
の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案
を提出する理由である。

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、量子科学技術の水準の向上を図るため、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基礎的研究開発に関する業務を国立研究開発法人放射線医学総合研究所の業務に追加し、その名称を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構とする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の題名を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法に改めるとともに、法人の名称を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「機構」という。)とすること。

2 機構の目的に、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基礎的研究開発を行うことにより、量子科学技術の水準の向上を図る旨を追加すること。

3 機構の業務に、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基礎的研究開発の業務を追加すること。

4 この法律は、一部の規定を除き、平成二十八年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

量子科学技術の水準の向上を図るため、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基礎的研究開発に関する業務を国立研究開発法人放射線医学総合研究所の業務に追加し、その名称を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構とする等の措置を講ずる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブ及び維新の党の共同提案により、修正案が提出されたが、否決された。

右報告する。

平成二十七年六月五日

文部科学委員長 福井 照

衆議院議長 大島 理森殿

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十七年三月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二の次に次の一条を加える。

(非常災害により生じた廃棄物の処理の原則)

人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

2 非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。

第四条の次に次の一条を加える。

(非常災害時における連携及び協力の確保)

第四条の二 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の三に定める処理の原則にのっとり、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第五条の二第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項

第五条の五第二項に次の一号を加える。

五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

第六条第四項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第六条の二第一項中「第九条の三第十二項」の下に「(第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第九条の三第九項中「前項」とあるのは「第八項」と、「第三項中「第一項」とあるのは「第八項」と及び「第一項」とあるのは「第八項」と及び「第一項」とあるのは「第八項」と及び「第一項」とあるのは「第八項」と

八項」とを削り、同条第十一項中「当該許可」を「同条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令」とあるのは「環境省令」と、「当該許可」に改める。

第九条の三の次に次の二条を加える。

(市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例)

第九条の三の二 市町村は、非常災害が発生した場合に非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うために設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれを変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得ることができる。

2 市町村が前項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における前条の規定の適用については、同条第九項中「第二項及び第三項の規定は」とあるのは「第二項の規定は」と、「第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する」とあるのは「準用する」と、「第四項中「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替える」とあるのは「読み替える」とし、同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例)

第九条の三の三 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設(一般

廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとするときは、第八条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

3 第九条の三第三項から第十項まで及び第十二項の規定は第一項の規定による届出について、第九条第三項の規定は当該届出をした者について準用する。この場合において、第九条の三第三項、第四項、第八項及び第九項中「市町村」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」と、同項中「第二項及び」とあるのは「第九条の三の第三項の規定及び」と、「第二項中」とあるのは「同条第二項中「前項の」とあるのは「次項において準用する第九条の三第八項の」と、

第九条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第八項」と「同条第二項第一号」とあるのは「第八条第二項第一号」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

第九条の四中「及び前条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出をした市町村」を、「第九条の三第一項の規定による届出をした市町村及び前条第一項の規定による届出をした者」に改める。

第九条の五第一項中、「次条第一項及び第九条の七」を「及び次条第一項」に改める。

第九条の六第一項中「許可施設設置者である法人の」を「許可施設設置者又は第九条の三の三第一項の規定による届出をした者（以下この項及び次条において「許可施設設置者等」という。）である法人の」に、「（許可施設設置者を「許可施設設置者等」に、「と許可施設設置者」を「と許可施設設置者等」に、「許可施設設置者」を「許可施設設置者等」に改める。

第九条の七中「許可施設設置者」を「許可施設設置者等」に改める。

第十五条の二の五に次の一項を加える。
2 前項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもつて足りる。

第二十九条第一号中「第十二条第三項」を「第九条の三の三第一項、同条第三項において読み

替えて準用する第九条の三第八項、第十二条第三項」に改め、同条第十三号中「第十二条の六第三項」を「第九条の三の三第三項において読み替えて準用する第九条の三第三項（第九条の三の三第三項において読み替えて準用する第九条の三第三項を含む。）」、第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第十項又は第十二条の六第三項」に改める。

第二条 災害対策基本法の一部改正
（災害対策基本法の一部改正）

第二十条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百一十三号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「次の各号に」を「次に」、
「防禦」を「防衛」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第六号中「清掃」を「廃棄物の処理及び清掃に」、「保健衛生」を「生活環境の保全及び公衆衛生」に改め、同項第九号中「防禦」を「防衛」に改める。

第八十六条の五第六項中「第二項を「第四項」に、「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項を「第一項」に改め、「（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 環境大臣は、前項の規定による指定があつたときは、その指定を受けた災害により生じた廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下こ

の条において「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。）（以下この条において「指定災害廃棄物」という。）の円滑かつ迅速な処理を図るため、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針にのっとり、指定災害廃棄物の処理に関する基本的な指針（以下この条において「処理指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

3 処理指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 指定災害廃棄物の処理の基本的な方向
二 指定災害廃棄物の処理についての国、地方公共団体、事業者その他の関係者の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項
三 前二号に掲げるもののほか、指定災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保に関し必要な事項

9 環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、当該市町村に代わつて自ら当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。
一 当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
二 当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性

三 当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性

10 第六項及び第七項の規定は、前項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う環境大臣が当該収集、運搬又は処分を他の者に委託する場合について準用する。この場合において、第六項中「若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは」とあるのは、「又は」と読み替えるものとする。

11 第九項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行った環境大臣については、廃棄物処理法第十九条の四第一項の規定は、適用しない。

12 第九項の規定により環境大臣が行う指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の市町村は、当該費用の額から、自ら当該指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

13 国は、前項後段の規定により市町村が負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第百八条の四第一項中「第六項まで」を「第十三項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

非常災害により生じた廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図るため、当該廃棄物の処理の原則、一般廃棄物処理施設の設置に関する特例等について定めるとともに、政令で指定する非常災害が発生した場合における廃棄物の処理に関する基本的な指針の策定、環境大臣による当該廃棄物の処理の代行等の措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、非常災害により生じた廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

(一) 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを

旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならないものとする。ことに、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならないものとする。

(二) 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、(一)の処理の原則にのっとり、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとする。

(三) 環境大臣が定めなければならないこととされている基本方針において、新たに非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策の推進等についての事項を追加するものとする。

(四) 都道府県が定めなければならないこととされている廃棄物処理計画において、新たに非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策を実施するために必要な事項を追加するものとする。

(五) 非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置、既存の産業廃棄物処理施設の活用に係る手続の簡素化を行うものとする。

2 災害対策基本法の一部改正

(一) 環境大臣は、大規模災害の指定があったときは、その指定を受けた災害により生じた廃棄物(以下「指定災害廃棄物」という。)の処理に関する基本的な方向等についての指針を定めるものとする。

(二) 環境大臣は、(一)の指定があったときであつて、指定災害廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を廃棄物処理特例地域として指定した場合において、当該地域内の市町村の長から要請があり、当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制等を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、(一)の処理に関する指針に基づき、当該市町村に代わつて当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができるものとする。こととし、所要の措置を講ずるものとする。

3 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、非常災害により生じた廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図るための措置として妥当なものとして認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十七年六月九日

環境委員長 北川 知克

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

五 東日本大震災では既存の廃棄物処理施設が地震や津波で損壊し、処理が遅れたことから、地震や水害で稼働不能とならないよう施設の強靱化に向けた整備、予算の確保など十分な災害対策を講ずるよう努めること。

内閣総理大臣 安倍 晋三

条第三十一条
十二条第三十四条

し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供
する行為（当該物を譲り受けた者（その譲り受
けた時に当該物が不正使用行為により生じたた
物であることを知らず、かつ、知らないことを
につき重大な過失がない者に限る。）が当該物を
を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しし
のために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通
信回線を通じて提供する行為を除く。）

のをいう。』を削り、同条第三項中「第十二号又は第十五号」を「第十三号又は第十六号」に改め、同項第四号中「第二条第一項第十二号」を「第二条第一項第十三号」に改め、同項第五号中「第二条第一項第十五号」を「第二条第一項第十六号」に改める。

第五條の二 技術上の秘密（生産方法その他政令で定める情報に係るものに限る。以下この条において同じ。）について第二條第一項第四号、第五号又は第八号に規定する行為（営業秘密を取得する行為に限る。）があつた場合において、その行為をした者が当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産その他技術上の秘密を使用したことが明らかな行為として政令で定める行為（以下この条において「生産等」という。）をしたときは、その者は、それぞれ当該各号に規定する行為（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等をしたものと推定する。

第十五条中「十年」を「二十年」に改める。

第十九条第一項第一号中、「第十三号及び第十五号」を、「第十四号及び第十六号」に、「同項第十三号及び第十五号」を「同項第十四号及び第十六号」に改め、同項第二号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同項第七号中「第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる」を「第二条第一項第十一号及び第十二号に掲げる」に、「第二条第一項第十号及び第十一号に規定する」を「同項第十一号及び第十二号に規定する」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 第二条第一項第十号に掲げる不正競争 第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為 第十九条の次に次の一条を加える。

(政令等への委任)

第十九条の二 この法律に定めるもののほか、没収保全と滞納処分との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に關するものは、政令で定める。

2 この法律に定めるもののほか、第三十二条の規定による第三者の参加及び裁判に關する手続、第八章に規定する没収保全及び追徴保全に關する手続並びに第九章に規定する国際共助手続について必要な事項(前項に規定する事項を除く。)は、最高裁判所規則で定める。

第二十一条第一項中「千円」を「二千万円」に改め、同項第七号中「又は前三号の罪」を「若しくは前三号の罪又は第三項第二号の罪第二号及び前三号の罪に當たる開示に係る部分に限る。」に改め、同項に次の二号を加える。

八 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、第二号若しくは第四号から前号までの罪又は第三項第二号の罪(第二号及び第四号から前号までの罪に當たる開示に係る部分に限る。)に當たる開示が介在したことを知って営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

九 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、自己又は他人の第二号若しくは第四号から前号まで又は第三項第三号の罪に當たる行為(技術上の秘密を使用する行為に限る。以下この号及び次条第一項第二号において「違法使用行為」という。)により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者(当該

物が違法使用行為により生じた物であることの情を知らずに譲り受け、当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者を除く。)

第二十一条第二項第一号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同項第四号中「第二項第一項第十号又は第十一号」を「第二項第一項第十一号又は第十二号」に改め、同条第七項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、同条第四項中「第一項第二号又は第四号から第七号まで」を「第一項各号(第九号を除く。)、第三項第一号若しくは第二号又は第四項(第一項第九号に係る部分を除く。)」に、「詐欺等行為若しくは管理侵害行為があつた時又は保有者から示された時に日本国内において管理されていた」を「日本国内において事業を行う保有者の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項及び前項第六号」を「第二項第六号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 日本国外において使用する目的で、第一項第一号又は第三号の罪を犯した者

二 相手方に日本国外において第一項第二号又は第四号から第八号までの罪に當たる使用をする目的があることの情を知つて、これらの罪に當たる開示をした者

三 日本国内において事業を行う保有者の営業秘密について、日本国外において第一項第二

号又は第四号から第八号までの罪に當たる使用をした者

4 第一項(第三号を除く。)並びに前項第一号(第一項第三号に係る部分を除く。)、第二号及び第三号の罪の未遂は、罰する。

第二十一条に次の三項を加える。

10 次に掲げる財産は、これを没収することができ。

一 第一項、第三項及び第四項の罪の犯罪行為により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

二 前号に掲げる財産の果実として得た財産、同号に掲げる財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他同号に掲げる財産の保有又は処分に基き得た財産

11 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に關する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)第十四条及び第十五条の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第十四条中「前条第一項各号又は第四項各号」とあるのは、「不正競争防止法第二十一条第十項各号」と読み替えるものとする。

12 第十項各号に掲げる財産を没収することができなるとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に關する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。

第二十二條第一項中「前条第一項第一号、第二

号若しくは第七号又は第二項」を「次の各号」に、「三億円以下の」を「当該各号に定める」に、「本条」を「各本条」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前条第三項第一号(同条第一項第一号に係る部分に限る。)、第二号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る。若しくは第三号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る。))又は第四項(同条第三項第一号(同条第一項第一号に係る部分に限る。)、第二号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る。))及び第三号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)

二 前条第一項第一号、第二号、第七号、第八号若しくは第九号(同項第四号から第六号まで又は同条第三項第三号(同条第一項第四号から第六号までに係る部分に限る。))の罪に係る違法使用行為(以下この号及び第三項において「特定違法使用行為」という。)をした者が該当する場合を除く。)

三 前条第二項、三億円以下の罰金刑

第二十二條第二項中「前条第一項第一号、第二号及び第七号並びに第二項第六号」を「前条第二項第六号」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改め、同条第三項中「若しくは第七号又は第二項」を「第七号、第八号若しくは第九号(特定違法使用行為をした者が該当する場合を除く。))、第二項、

第三項中「若しくは第九号(特定違法使用行為をした者が該当する場合を除く。))、第二項、

第三項第一号(同条第一項第一号に係る部分に限る。)、第二号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る。若しくは第三号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る。))又は第四項(同条第一項第一号、第二号、第七号、第八号及び第九号(特定違法使用行為をした者が該当する場合を除く。))並びに同条第三項第一号(同条第一項第一号に係る部分に限る。)、第二号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る。))及び第三号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。に改める。

第二十三条第一項中「第二十一条第一項」の下に「第三項若しくは第四項」を加え、「第二十一条第一項第一号、第二号及び第七号に係る部分に限る」を「第三号を除く」に改める。
本則に次の三章を加える。

第七章 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第三十二条 第二十一条第十号各号に掲げる財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。第三十四条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第二十一条第十項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 組織的犯罪処罰法第十八条第三項から第五項

までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第二十一条第十一項において準用する組織的犯罪処罰法第十五条第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。
(没収された債権等の処分等)

第三十三条 組織的犯罪処罰法第十九条の規定は第二十一条第十項の規定による没収について、組織的犯罪処罰法第二十条の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について準用する。この場合において、同条中「次章第一節」とあるのは、「不正競争防止法第八章」と読み替えるものとする。
(刑事補償の特例)

第三十四条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第八章 保全手続

(没収保全命令)

第三十五条 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により没収することができたる財産(以下「没収対象財産」という。)に当たると思料

するに足りる相当な理由があり、かつ、当該財産を没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該財産につき、その処分を禁止することができる。

2 裁判所は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、当該権利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当の理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、附帯保全命令を別に発して、当該権利の処分を禁止することができる。

3 裁判官は、前二項に規定する理由及び必要があるとき、検察官又は司法警察官、警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。の請求により、前二項に規定する処分をすることができ。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的犯罪処罰法第四章第一節及び第三節の規定による没収保全命令及び附帯保全命令による処分の禁止の例による。

(追徴保全命令)

第三十六条 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十二項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなく

なるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

2 裁判官は、前項に規定する理由及び必要があるとき、公訴が提起される前であつても、検察官の請求により、同項に規定する処分をすることができ。

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的犯罪処罰法第四章第二節及び第三節の規定による追徴保全命令による処分の禁止の例による。

第九章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等

(共助の実施)

第三十七条 外国の刑事事件(当該事件において犯されたとされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が第二十一条第一項、第三項又は第四項の罪に当たる場合に限る。)に関して、当該外国から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができ。

一 共助犯罪(共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。)に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によればこれについて刑罰を科すことができないと認められるとき。

二 共助犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。

三 没収の確定裁判の執行の共助又は没収のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、要請に係る財産が日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができたる財産に当たらないとき。

四 追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によれば共助犯罪について追徴の裁判をし、又は追徴保全をすることができたる場合に当たらないとき。

五 没収の確定裁判の執行の共助については要請に係る財産を有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者が、追徴の確定裁判の執行の共助については当該裁判を受けた者が、自己の責めに帰することのできない理由により、当該裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかったと認められるとき。

六 没収又は追徴のための保全の共助については、要請国の裁判所若しくは裁判官のした没収若しくは追徴のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の確定後の要請である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑うに足りる相当な理由がないとき、又は当該行為が日本国内で行われたとした場合において第三十五条第一

項又は前条第一項に規定する理由がないと認められるとき。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産に係る没収の確定裁判の執行の共助をするに際し、日本国の法令により当該財産を没収するとなれば当該権利を存続させるべき場合に当たるときは、これを存続させるものとする。

(追徴とみなす没収)

第三十八条 第二十一条第十項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。

2 前項の規定は、第二十一条第十項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

(要請国への共助の実施に係る財産等の譲与)

第三十九条 第三十七条第一項に規定する没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請をした外国から、当該共助の実施に係る財産又はその価額に相当する金銭の譲与の要請があつたときは、その全部又は一部を譲与することができ

(組織的犯罪処罰法による共助等の例)

第四十条 前三条に定めるもののほか、第三十七条の規定による共助及び前条の規定による譲与については、組織的犯罪処罰法第六章の規定による共助及び譲与の例による。

附則第三条中「新法第三条を「第三条」に改め、

同条第一号中「新法第二条第一項第二号」を「第二条第一項第二号」に改め、同条第二号中「新法第二条第一項第十三号」を「第二条第一項第十四号」に改める。

附則第六条中「新法第十四条を「第十四条」に、「新法第二条第一項第二号又は第十三号」を「第二条第一項第二号又は第十四号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の不正競争防止法第五条の二の規定は、この法律の施行前にこの法律による改正前の不正競争防止法(以下「旧法」という。第二条第一項第四号、第五号又は第八号に規定する行為(旧法第二条第六項に規定する営業秘密を取得する行為に限る。)があつた場合における当該営業秘密を取得する行為をした者については、適用しない。

第三条 旧法第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利の旧法第十五条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の

施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(関税法の一部改正)

第六条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六十九条の二 第一項第四号及び第六十九条の十一 第一項第十号中「第十号又は第十一号」を「第十一号又は第十二号」に、「第七号」を「第八号」に改める。

(弁理士法の一部改正)

第七条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第九号まで及び第十二号から第十五号まで」を「第十号まで及び第十三号から第十六号まで」に、「同項第十三号」を「同項第十四号」に、「同項第十四号」を「同項第十五号」に改める。

第八条第三号中「若しくは第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、「除く。」の下に「第三項若しくは第四項」を加える。

理 由

事業者が保有する営業秘密の漏えいの実態及び我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性の増大等に鑑み、事業者が保有する営業秘密の保護を一層強化するため、営業秘密の刑事的保護について、営業秘密侵害罪の罰金額の上限の引上げ、その保護範囲の拡大等の措置を講ずるとともに、民事訴訟における営業秘密の使用に係る推定規定の新設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

不正競争防止法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国の産業競争力の維持及び強化を図るため、事業者が保有する営業秘密の漏えいに対する抑止力を向上させること等により、営業秘密の保護を一層強化するため、刑事及び民事上の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 刑事規定の見直し

(一) 営業秘密侵害罪について、罰金額及び法人処罰に係る罰金額の上限の引上げを行うとともに、日本国内において事業を行う事業者が保有する営業秘密を日本国外において不正に使用等する行為に対する罰則について、罰金額の上限の引上げ(海外重課を行うこと。また、営業秘密侵害行為により生じた財産等を没収することができるものとする)。

(二) 営業秘密侵害罪を非親告罪とするとともに、その未遂行為についても処罰対象とすること。

(三) 不正開示が介在したことを知りながら営業秘密を取得して、転売等した者、営業秘密を侵害していることを知りながら営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等した者、日本国内において事業を行う事業者が保有する営業秘密について日本国外において不正に取得等した者を処罰対象とすること。

2 民事規定の見直し

(一) 営業秘密を侵害していることを知りながら譲り受けた営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等を差止め等の対象とすること。

(二) 訴訟手続における原告の立証負担を軽減するため、被告が悪意又は重過失により生産方法等に係る営業秘密を取得した場合に、当該営業秘密を使用する行為により生ずる物を生産等したときに、被告が当該営業秘密を使用してその物を生産等したものと推定すること。

(三) 営業秘密を不正に使用する行為に対する侵害の停止又は予防を請求する権利に係る除斥期間を延長すること。

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、我が国の産業競争力の維持及び強化を図るため、我が国における喫緊の課題である営業秘密の保護強化を図る措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十七年六月十日

経済産業委員長 江田 康幸

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

不正競争防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 営業秘密侵害に対する刑事罰の強化に当たっては、事業者及び労働者の間に疑念や過度の萎縮が生じることのないよう、刑事罰の対象となる具体的行為類型を明確にするとともに、事業者及び労働者の日常業務や正当な行為が処罰対象とならないことを指針等により明確に示すなど、その趣旨・内容について、事業者及び労働者双方に周知徹底を図ること。また、企業内における営業秘密の取扱いについて、労使間の協議等により理解の促進が図られるよう努めること。

二 営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上という本改正が実効性の高いものとなるよう、関係省庁間の連携や取締体制の拡充・強化に努めるとともに、捜査当局においては、適確かつ迅速な取締りに努めること。また、今後の技術革新、諸外国の制度動向、経済社会情勢の変化等を踏まえ、さらなる営業秘密の保護強化に向けて、「営業秘密管理指針」を含む営業秘密の保護の在り方等について不断に調査・検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

三 中小企業の技術力が我が国産業の強みであることを踏まえ、中小企業の保有する営業秘密が不当に流出することのないよう、営業秘密の流出防止対策だけでなく、オープン・クローズ戦略をはじめとする知的財産戦略について普及啓発を行い、相談体制の充実・強化など中小企業の実態に即した適切な措置を講ずること。

四 政府は営業秘密をはじめとする知的財産の重要性に鑑み、アジアをはじめ他国に対して、営業秘密侵害行為に対しての取り締まり強化や、法制度の整備等を強く働き掛けること。また、制度を早急に確立されるように支援すること。

道路交通法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年四月十七日

参議院議長 山崎 正昭

衆議院議長 町村 信孝殿

道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「中型自動車」の下に、「準中型自動車」を加える。

第四十五条の二第一項第一号中「第七十一条の五第二項」を「第七十一条の五第三項」に改め、同項第二号中「第七十一条の六第一項又は第二項」を「第七十一条の六第二項又は第三項」に改める。

第六十七条第一項中「若しくは第六項」を「から第七項(第二号を除く。)まで」に改め、同条第二項中「並びに」を「及び」に、「及び第六項」を「から第七項(第二号を除く。)まで」に改め、同条第四項中「若しくは第六項」を「から第七項(第二号を除く。)まで」に改める。

第七十一条第二号中「車いす」を「車椅子」に改め、同条第五号の四中「第七十一条の五第一項から第三項まで」を「第七十一条の五第二項から第四項まで」に、「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「第七十一条の六第一項若しくは第二項又は第七十一条の六第二項若しくは第三項若しくは」に改め、「普通自動車」の下に「又は第七十一条の六第一項に規定する標識を付けた準中型自動車」を加える。

第七十一条の五第三項を同条第四項とし、同条第二項中「この条及び次条において」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「ある者」の下に「現に受けている普通自動車免許を受けた日以後に当該免許に係る上位免許（第八十五条第二項の規定により一の種類の運転免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができず自動車等（以下「免許自動車等」という。）を運転することができず他の種類の運転免許（第八十四条第二項の仮運転免許を除く。）をいう。第百条の二第一項第一号及び第三号において同じ。）を受けた者」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第七十一条の六第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第八十五条第一項若しくは第二項又は第八十六条第一項若しくは第二項の規定により準中型自動車を運転することができず免許を受けた者が政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に当該免許に条件を付されているものは、内閣府令で定めるところにより準中型自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで準中型自動車を運転してはならない。

第七十一条の五の付記中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第七十一条の六第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第七十五条第一項第五号中「若しくはは中型自動車」を「中型自動車若しくはは準中型自動車に改め、違反して中型自動車の下に「若しくはは準中型自動車」を、「同条第七項の下に「の規定に違反して準中型自動車若しくはは普通自動車を運転し、同条第八項を加え、「同条第九項を「同条第九項」に、「同条第九項を「同条第十項」に改める。

第七十五条第一項第五号中「若しくはは中型自動車」を「中型自動車若しくはは準中型自動車に改め、違反して中型自動車の下に「若しくはは準中型自動車」を、「同条第七項の下に「の規定に違反して準中型自動車若しくはは普通自動車を運転し、同条第八項を加え、「同条第九項を「同条第九項」に、「同条第九項を「同条第十項」に改める。

第八十四条第三項中「中型免許」という。の下に「準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）を加え、「九種類を「十種類」に改め、同条第五項中「中型仮免許」という。の下に「準中型自動車仮免許（以下「準中型仮免許」という。）を加え、「三種類」を「四種類」に改める。

第八十五条第一項の表中型自動車の項の次に次のように加える。

準中型自動車
第八十五条第二項の表大型免許の項及び中型免許の項中「普通自動車」を「準中型自動車、普通自動車」に改め、同項の次に次のように加える。

準中型免許

普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

第八十五条第四項中「中型免許」の下に「準中型免許」を加え、同条第五項中「中型免許」の下に「準中型免許」を加え、「又は中型自動車」を「中型自動車又は準中型自動車」に改め、同条第六項中「中型免許」の下に「準中型免許」を、「中型自動車」の下に「又は準中型自動車」を加え、同条第十一項中「中型免許」の下に「準中型免許」を加え、同条第十二項とし、同条第十項を第九項とし、同条第七項中「受けた者の下に「準中型免許を現に受けている者を除く。」を、「中型免許」の下に「準中型免許」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

第七 準中型免許を受けた者（大型免許又は中型免許を現に受けている者を除く。）で、次の各号に掲げるものは、第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める自動車を運転すること

一 二十歳に満たない者又は大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しない者 政令で定める準中型自動車

二 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許のいずれかを受けていた

期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年に達しない者 政令で定める普通自動車
第八十五条の付記中「第九項」を「第十項」に改める。

第八十六条第一項の表中「中型自動車」の下に「及び準中型自動車」を加え、同条第二項中「中型自動車」の下に「準中型自動車」を加え、同条第四項中「中型免許」の下に「準中型免許」を加える。

第八十七条第一項中「大型自動車、中型自動車」の下に「準中型自動車」を、「中型仮免許」の下に「準中型自動車であるときは準中型仮免許」を加え、同条第二項中「中型自動車」の下に「準中型自動車」を、「は中型自動車」の下に「準中型自動車又は普通自動車を、準中型仮免許を受けた者は準中型自動車」を加え、同条第六項ただし書中「又は」を「準中型仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車若しくはは準中型自動車を運転することができず第一種免許若しくは第二種免許を受け、又はに改め、「準中型自動車」の下に「準中型自動車」を加える。

第八十八条第一項第一号中「普通免許」を「準中型免許、普通免許」に改め、同条第二項中「普通仮免許」を「準中型仮免許及び普通仮免許」に改める。

第九十条第一項第一号の二中「認知症」の下に

「第二百一条第一項及び」を加え、同項第七号中「第二百一条第六項」を「第二百一条第一項から第三項までの規定による命令を受け、又は同条第六項」に改める。

第九十条の二第一項第一号中「中型免許」の下に「準中型免許」を加える。

第九十六条第二項から第四項までの規定並びに同条第五項第一号及び第二号中「普通免許」を「準中型免許、普通免許」に改める。

第九十六条の二中「大型免許、中型免許」の下に「準中型免許」を、「中型仮免許」の下に「準中型免許の運転免許試験を受けようとする者にあつては大型仮免許、中型仮免許又は準中型仮免許」を加える。

第九十七条第二項中「中型免許」の下に「準中型免許」を加える。

第九十七条の二第一項第一号中「中型免許」の下に「準中型免許」を加え、同項第四号中「中型自動車」の下に「準中型自動車」を、「中型仮免許」の下に「準中型仮免許」を加える。

第百条の二第一項中「公安委員会は」の下に「準中型免許」を加え、「第八十五条第二項の規定により当該免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができず自動車等(以下「免許自動車等」という。))を「当該免許に係る免許自動車等」に改め、「者が」の下に「当該免許に係る」を加え、同項第一号中「免許自動車等を運転すること」ができる他の種類の免許(仮免許を除く。第三号において「及び」という。))を削り、同項第三号中「以後」の下に「当該免許に係る」を加え、同項第四号中「間」の下に「当該免許に係る」を加

え、同項に次の一号を加える。

五 当該免許が準中型免許である場合において、普通免許を現に受けており、かつ、当該準中型免許を受けた日前に当該普通免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して二年以上である者

第百一条の三第一項ただし書中「第百二条第二項」を削り、「第百八条の二第一項第十二号に掲げる」を「同項第十二号に掲げる」に改める。
第百一条の六の次に次の一条を加える。

(臨時認知機能検査等)

第百一条の七 公安委員会は、七十五歳以上の者(免許を現に受けている者に限る。)が、自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律の規定に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づき処分した違反する行為のうち認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定める行為をしたときは、その者が当該行為をした日の三月前の日以後に第九十七条の二第一項第三号若しくは第五号、第百一条の四第二項又はこの条第三項の規定により認知機能検査を受けた場合その他臨時に認知機能検査を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、その者に対し、臨時に認知機能検査を行うものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により認知機能検査を行うおうとするときは、内閣府令で定めるところにより、認知機能検査を行う旨を当該認知機能検査に係る者に書面で通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間(認知機能検査を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間)が通算して一月を超えることとなるまでに、認知機能検査を受けなければならない。

4 公安委員会は、前項の規定により認知機能検査を受けた者が、当該認知機能検査の結果、その者が当該認知機能検査を受けた日前の直近において受けた認知機能検査の結果その他の事情を勘案して、認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があるものとして内閣府令で定める基準に該当するときは、その者に対し、同項の規定により受けた認知機能検査の結果に基づいて第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を行うものとする。

5 公安委員会は、前項の規定により第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を行うおうとするときは、内閣府令で定めるところにより、同号に掲げる講習を行う旨を当該講習に係る者に書面で通知しなければならない。

6 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間(講習を受けなければならないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間)が通算して一月を超えることとなるまでに、第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けなければならない。

第百二条の見出しを「(臨時適性検査等)」に改

め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号又は第五号の規定により認知機能検査を受けた者で当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するもの(以下この条において「基準該当者」という。)が第百八条第一項の免許申請書を提出したときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に次の各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第九十条第一項第一号の二に該当する者であるかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

一 この条(第五項を除く。)の規定による適性検査(第四項の規定によるものにあつては、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。)を受け、又はこの項から第三項までの規定により診断書を提出したとき。

二 第七項ただし書の規定により診断書(その者が第百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限る。)を提出したとき。

三 認知機能検査を受け、基準該当者に該当しないこととなつたとき。

2 公安委員会は、第百一条の四第二項の規定により認知機能検査を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が次の各号のいずれかに

該当するものを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

一 当該認知機能検査を受けた日以後に前項各号のいずれかに該当することとなつたとき。
二 次項の規定による適性検査を受け、又は同項の規定により診断書を提出することとされているとき。

3 公安委員会は、前条第三項の規定により認知機能検査を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に第一項各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

第百二条第七項ただし書中「第一項から第四項まで」を「第四項」に改める。

第百三条の二第一項第二号中「第百七条の二の二第一号」の下に、「第三号若しくは第七号」を加え、同項第三号中「第百七条の二の二第三号若しくは第七号」を削る。

第百四条の二の二第一項中「者が」の下に「当該免許に係る」を加える。

第百四条の二の三第一項中「行う」を「行い、又は同条第一項から第三項までの規定による命令を

する」に改め、「限る。」の下に「又は当該命令を受け診断書を提出することとされている者（免許を受けた者に限る。）」を加え、同条第三項中「第百二条第六項」を「第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けない」と認めるとき、同条第五項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けない」と認めるとき、第百二条第一項から第三項までの規定による命令を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が当該命令に違反したとき又は同条第六項に、「同項」を「第百一条の七第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、第百二条第一項から第三項までに規定する期限の満了の日又は」を加え、同項ただし書中「ただし、」の下に「当該認知機能検査を受けたこと、当該講習を受けないこと、当該命令に応じたとき又は」を加え、同条第五項中「第百二条第七項」を「第百一条の七第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けない」と認めるとき、同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けない」と認めるとき、第百二条第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき又は同条第七項」に改める。

第百六条中「第九十条第八項」の下に、「第百二条第一項から第三項まで」を加える。

第百六条の二第二項中「第百二条第六項」を「第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けない」と認めるとき、同条第五項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けない」と認めるとき、第百二条第一項から第三項までの規定による命令を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が当該命令に違反したとき又は同条第六項に、「同項」を「第百一条の七第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、第百二条第一項から第三項までに規定する期限の満了の日又は同条第七項」に改め、同項ただし書中「ただし、」の下に「当該認知機能検査を受けたこと、当該講習を受けないこと、当該命令に応じたこと又は」を加える。

第百八条の二第一項第四号及び第八号中「中型免許」の下に、「準中型免許」を加え、同項第十二号中「又は第八十九条第一項」を、「第八十九条第一項」に改め、「特定取消処分者」の下に「又は第百一条の七第五項の規定による通知を受けた者を加え、同条第四項中「又は第百一条の四第二項」を「第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項」に改める。

第百十八条第一項第七号中「第九項」を「第十項」に改める。

第百二十一条第一項第九号の三中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「の規定」を「若しくは

は第二項の規定に改める。
第百二十五条第二項第一号中「第九項」を「第十項」に改める。

附則第二十二條中「第七十一條の五第二項」を「第七十一條の五第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

別表第一及び別表第二中「中型自動車」の下に「準中型自動車」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第百三条の二第一項の改正規定並びに附則第十条及び第十四条から第十六条までの規定は、公布の日から施行する。

（免許等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）第八十四条第三項の中型自動車免許（以下「旧法中型免許」という。）、同項の普通自動車免許（以下「旧法普通免許」という。）、同条第四項の中型自動車第二種免許（以下「旧法中型第二種免許」という。）、同項の普通自動車第二種免許（以下「旧法普通第二種免許」という。）、同条第五項の中型自動車仮免許（以下「旧法中型仮免許」という。）、及び同項の普通自動車仮免許（以下「旧法普通仮免許」という。）、は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるこの法律による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第八十四条第三項の中型自動車免許（以下「中型免許」という。）、同項の準中型自動車免許（以下「準中型免許」とい

一 旧法中型免許 中型免許

二 旧法普通免許で、次号に掲げるものの以外のも
もの 新法第九十一条の規定により、運転する
ことができる新法第三条の準中型自動車
(第五号において「準中型自動車」という。)が
旧法第三条の普通自動車(以下「旧法普通自動
車」という。)に相当するものに限定されてい
る準中型免許

三、旧法普通免許で、旧法第九十一条の規定により、運転することができる旧法普通自動車
が新法第三条の普通自動車（第六号において「普通自動車」という。）に相当するものに限定
されているもの 普通免許

四 旧法中型第二種免許 中型第二種免許

五、旧法普通第二種免許で、次号に掲げるもの以外のもの 新法第九十一条の規定により、運転することができると新法第三条の中型自動車がなく、かつ、運転することができると準中型自動車が旧法普通自動車に相当するものに限定されている中型第二種免許

六 旧法普通第二種免許で、旧法第九十一条の規定により、運転することができるとする旧法普通自動車と普通自動車に相当するものに限定されているもの 普通第二種免許

八	旧法普通仮免許	普通仮免許
七	旧法中型仮免許	中型仮免許

第三条 この法律の施行の際現にされている次の各号に掲げる運転免許の申請は、それぞれ当該各号に定める運転免許の申請とみなす。

一 旧法中型免許 中型免許

二 旧法普通免許 普通免許

三 旧法中型第二種免許 中型第二種免許

四 旧法普通第二種免許 普通第二種免許

五 旧法中型仮免許 中型仮免許

六 旧法普通仮免許 普通仮免許

第四条 前二条に規定するもののほか、旧法の規定により旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許、旧法普通第二種免許、旧法中型仮免許又は旧法普通仮免許についてした処分、手続その他の行為は、新法の相当する規定により附則第二条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運転免許についてした処分、手続その他の行為とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に旧法中型免許、

旧法普通免許、旧法中型第二種免許、旧法普通

第二種免許、旧法中型仮免許又は旧法普通仮免

許に係る運転免許試験に合格して旧法の規定による運転免許を受けていない者は、附則第二条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運転免許に係る運転免許試験に合格した者とみなす。

第六條 前條の規定により附則第二條第二号に定める運転免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者は、新法第九十条の二の規定の適用については、普通免許を受けようとする者

とみなす。

2 前条の規定により附則第二条第五号に定める運転免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者は、新法第九十条の二の規定の適用については、普通第二種免許を受けようとする者とみなす。

第七條 附則第二條の規定により準中型免許とみ

なされる旧法普通免許を受けている者（次項に規定する者を除く。）に対する新法第七十一条第五号の四、第七十一条の五第一項及び第百条の二第一項の規定の適用については、新法第七十一条第五号の四中「第七十一条の五第二項」とあるのは「第七十一条の五第一項」と、新法第七十一条の五第一項中「に準中型自動車免許」とある

二十七年法律第

交通法(以下この項及び第百条の二第一項において「旧法」という。)の規定による普通自動車免許」と、「及び同項の普通自動車免許を現に受けており、かつ、現に受けている準中型自動車免許を受けた日前に当該普通自動車免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。))が通算して一年以上である者を除く」とあるのは、「準中型自動車の」とあるのは「旧法」の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「準中型自動車」とあるのは「当該自動車を」と、新法第百条の二第一項中「いう。」に当該免許に係る免許自動車等」とあるのは「いう。」に当該免許に係る免許自動車等(準中型免許にあつては、旧法の規定による普

通自動車に相当する自動車。以下同じ。」と、

同項第二号中「当該免許と同一の種類の免許」とあるのは「旧法の規定による普通免許」とする。

附則第二条第二号に規定する限定が解除され

た者に対する新法第七十一条の五第一項及び第百条の二第一項の規定の適用については、新法第七十一条の五第一項中「者で、」とあるのは「者で、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号。以下この項において

「平成二十七年改正法」という。）附則第二条第二

号に規定する限定が解除された日(以下この項及び第百条の二第一項において「限定解除日」という。)から」と、「当該免許を受けた日前六月以

内に準中型自動車免許を受けていたことがある

者その他の者で政令で定めるもの及び同項の普通自動車免許を現に受けており、かつ、現に受けている準中型自動車免許を受けた日前に当該普通自動車免許を受けていた期間」とあるのは、「限定解除日前に当該免許を受けていた期間（平

成二十七年改正法の施行の日前に平成二十七年

改正法による改正前の道路交通法の規定による普通自動車免許を受けていた期間及び同日以後に当該準中型自動車免許を受けていた期間（いづれも」と、「が通算して二年以上である」とあるのは」をいう。第百条の二第一項第五号において同じ。）が通算して二年以上である者その他法令で定める」と、新法第百条の二第一項中「当該免許を受けた日」とあるのは「限定解除日」と、同項第五号中「普通免許を現に受けており、かつ、当該準中型免許を受けた日前に当該

普通免許」とあるのは「限定解除日前に当該免許」と、「期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）」とあるのは「期間」とする。

(臨時認知機能検査に関する経過措置)

第八条 新法第百一条の七第一項の規定は、この法律の施行の日(次条において「施行日」という。))以後にされた同項に規定する政令で定める行為(次条に規定する者が旧法第百一条第一項に規定する政令で定める行為をして次条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該行為を除く。))について適用する。

(臨時適性検査に関する経過措置)

第九条 施行日前に旧法第九十七条の二第一項第三号若しくは第五号又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査(施行日前の直近において受けたものに限る。))を受けた者 旧法第百二条第一項に規定する基準該当者である者に限る。))に対する当該認知機能検査に係る臨時適性検査については、なお従前の例による。

(免許の効力の仮停止等に関する経過措置)

第十条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に係る免許を受けた者(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者を含む。))に対する警察署長による免許の効力の停止(自動車等の運転の禁止を含む。))については、新法第百三条の二第二項(新法第百七条の五第十項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則等に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 この法律の施行前にした行為に係る放置違反金の取扱いに関しては、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第十五条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「第百七条の二の二第一号」の下に「第三号若しくは第七号」を加え、同項第三号中「第百七条の二の二第三号若しくは第七号」を削る。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定の施行前にした行為に係る土砂等運搬大型自動車の使用の制限及び禁止については、同条の規定による改正後の土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近の交通情勢に鑑み、七十五歳以上の運転者に対する臨時の認知機能検査制度を導入するとともに、運転免許の種類として準中型自動車免許を新設する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備

(一) 公安委員会は、七十五歳以上の運転免許を受けた者が認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をしたときは、その者に対し、臨時に認知機能検査を行うこととする。

(二) 公安委員会は、(一)の認知機能検査を受けた者が、一定の基準に該当するときは、その者に対し、当該認知機能検査の結果に基づいて高齢者講習を行うこととする。

(三) 公安委員会は、認知機能検査を受けた者が、認知症のおそれがあることを示す一定の基準に該当したときは、その者の違反状況にかかわらず、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し一定の要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることとする。

2 運転免許の種類等に関する規定の整備

(一) 自動車の種類として、新たに準中型自動車を、運転免許の種類として、新たに準中型自動車免許及び準中型自動車仮免許を設けること。

(二) 運転免許の欠格事由として、十八歳に満たない者に対しては、準中型自動車免許及び準中型自動車仮免許を与えないこととする。

(三) 公安委員会は、準中型自動車免許を受けた者で当該免許を受けた日から一年間に違反行為をし、一定の基準に該当することとなった者に対し、再試験を行うこととする。

3 その他の規定の整備

酒気帯び運転又は過労運転等の違反行為をし、よって交通事故を起こし、人を傷つけた場合について、運転免許の効力の仮停止の対象とすること。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近の交通情勢に鑑み、七十五歳以上の運転者に対する臨時の認知機能検査制度を導入するとともに、運転免許の種類として準中型自動車免許を新設する等の措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十七年六月十日 内閣委員長 井上 信治
衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

道路交通法の一部を改正する法律案に対する
附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 臨時認知機能検査等を行う旨を通知するに当たっては、プライバシー等に十分配慮しつつ通知の内容が的確に高齢者に伝わるよう努めることにより、対象者の確実な受検等を担保すること。

二 高齢者講習については、その受講者数の増加等により、一部の地域では受講を申し込んだ者が受講まで長期間待たされたり、不便な場所を受講せざるを得ないなどの問題が生じていることに鑑み、指定自動車教習所等が行う受講者の受入体制の拡充ができるよう適切に支援すること。特に臨時高齢者講習の実施に当たっては、受講者の負担をできる限り軽減するため、実施場所、実施方法等について検討を加え、適切な措置を講ずること。

三 臨時適性検査等における認知症に係る診断については、受診する医師によつてその診断に差異が生じることがないよう、専門的知見による検討を加えた上で適切な措置を講ずること。

四 臨時適性検査等の対象者の大幅な増加が想定されることから、同検査等を実施する専門医の確保に努めること。また、医師の数が少ない地域の臨時適性検査等の対象者には、認知症に係る診断を行うことができる医師の紹介を行うなど、その実情に応じきめ細やかな運用を行うこと。

五 運転免許の自主返納制度について、その周知や相談体制の充実等を図るとともに、認知機能の低下等により運転免許の自主返納が困難な場合には、家族等周りの者の負担が過度にわたることのないよう配慮しつつ、社会全体で取り組むべき問題であるとの認識の下、必要な措置を講ずること。

六 運転免許の自主返納等の理由で自動車等を運転することができない高齢者の移動手段の確保については、地方自治体等とも連携しながら中長期的な視点も含め適切に対策を講じていくこと。

七 若年性認知症の者など、認知機能の低下は高齢者に限られないことを踏まえ、それらの者への安全対策も十分に検討すること。

八 準中型自動車免許を受けようとする者への教習に当たっては、交通死亡事故件数に占める十六歳から二十四歳の年齢層の割合が高いこと等を踏まえ、指定自動車教習所等とも連携し、安全性を確保するに十分かつ効果的なものとなるよう適切な措置を講ずること。

九 準中型自動車免許を受けた者の初心運転者標識表示義務に係る規定及び初心運転者標識を表示した準中型自動車に対する保護義務の在り方に関しては、本法施行後の事故の発生状況等を分析し、その結果に基づき、速やかに必要な見直しを行うこと。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五 二番五号港区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一一〇円	一一八円